

# 水俣市議会会議録

令和2年3月第2回定例会（2月26日開会）  
（3月19日閉会）

水 俣 市 議 会

# 令和2年3月第2回定例会（2月26日招集）会期日程表

（会期 2月26日から3月19日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月26日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 令和元年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	27日	木		休 会	議案調査
3	28日	金			議案調査
4	29日	土			市の休日
5	3月1日	日			市の休日 *高校卒業式
6	2日	月			議案調査
7	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	4日	水			議案調査
9	5日	木			議案調査
10	6日	金			議案調査
11	7日	土			市の休日
12	8日	日			市の休日
13	9日	月			議案調査
14	10日	火			午前9時30分
15	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	13日	金	————	委員会	委員会
18	14日	土		休 会	市の休日
19	15日	日			市の休日 *中学校卒業式
20	16日	月	————	委員会	委員会
21	17日	火		休 会	議事整理日
22	18日	水			議事整理日
23	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※3月3日の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染予防対策のため一般質問（3月10日～3月12日）の中止を決定し、3月12日に一般質問中止にかかる会議冒頭あいさつを行った。

# 令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録目次

令和2年2月26日（水） — 1日目 —

出欠席議員	1-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について	6
日程第4 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第8 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第9 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第10 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第11 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第12 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算	16
日程第13 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	20
日程第14 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	22
日程第15 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算	23

日程第16	議第15号	令和2年度水俣市病院事業会計予算	1-25
日程第17	議第16号	令和2年度水俣市水道事業会計予算	27
日程第18	議第17号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算	28
日程第19	議第18号	令和元年度水俣市一般会計補正予算(第8号)	30
日程第20	議第19号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	34
日程第21	議第20号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	35
日程第22	議第21号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)	35
日程第23	議第22号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	36
日程第24	議第23号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	37
日程第25	議第24号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)	38
日程第26	議第25号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	39
日程第27	議第26号	指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)	39
日程第28	議第27号	指定管理者の指定について(水俣市文化会館)	39
日程第29	議第28号	指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館等)	40
日程第30	議第29号	市道の路線廃止について	40
日程第31	議第30号	市道の路線認定について	41
日程第32	議第31号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第33	議第32号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	41
		市長の所信表明並びに提案理由説明	42
		休憩・開議	53
		市長の所信表明並びに提案理由説明(続)	53
		先議案件に対する質疑	59
		委員会付託	61
		休憩・開議	61
		○総務産業委員長の報告	61
		○厚生文教委員長の報告	63
		委員会審査報告書	65
		委員長報告に対する質疑	65
		討 論	65
		採 決	65

令和2年3月12日（木） —— 2日目 ——

出欠席議員	.....	2-1
事務局職員出席者	.....	1
説明のため出席した者	.....	1
議事日程第2号	.....	2
陳情文書表	.....	3
開 議	.....	3
一般質問中止にかかる議会冒頭あいさつ	.....	3
諸般の報告	.....	4
質 疑	.....	4
日程第1 議第2号	環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について	4
日程第2 議第3号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第3 議第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第4 議第5号	水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議第6号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第6 議第7号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第7 議第8号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第8 議第9号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第9 議第10号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第10 議第11号	令和2年度水俣市一般会計予算	6
休憩・開議	.....	6
日程第10 議第11号	令和2年度水俣市一般会計予算（続）	7
○高岡朱美君の質疑	.....	7

産業建設部長の答弁	2-7
○高岡朱美君の再質疑	7
産業建設部長の答弁	8
○高岡朱美君の再々質疑	8
産業建設部長の答弁	8
日程第10 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算(続)	8
○高岡朱美君の質疑	9
総務企画部長の答弁	9
○高岡朱美君の再質疑	10
休憩・開議	10
総務企画部長の答弁	10
日程第11 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	10
日程第12 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	10
日程第13 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算	11
日程第14 議第15号 令和2年度水俣市病院事業会計予算	11
日程第15 議第16号 令和2年度水俣市水道事業会計予算	11
日程第16 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算	11
休憩・開議	11
日程第16 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算(続)	11
日程第17 議第25号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	11
日程第18 議第26号 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)	11
日程第19 議第27号 指定管理者の指定について(水俣市文化会館)	12
日程第20 議第28号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館等)	12
日程第21 議第29号 市道の路線廃止について	12
日程第22 議第30号 市道の路線認定について	12
日程第23 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第24 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案上程	13
日程第25 議第33号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第9号)	13
日程第26 議第34号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第6号)	14

日程第27 議第35号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第1号)	2-14
日程第28 議第36号 工事請負契約の締結について(建築主体工事)	15
日程第29 議第37号 工事請負契約の締結について(電気設備工事)	15
日程第30 議第38号 工事請負契約の締結について(機械設備工事)	16
市長の提案理由説明	16
休憩・開議	18
質 疑	18
委員会付託	18
散 会	18

令和2年3月19日(木) ——3日目——

出欠席議員	3-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	3
諸般の報告	4
日程第1 議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定についてから、日程第32 陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情についてまで32件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	10
○議会運営委員長の報告	15
委員会審査報告書	16
委員長報告に対する質疑	17
○真野頼隆君の質疑	18
総務産業委員長の答弁	18
討 論	18
○藤本壽子君の反対討論(議第11号)	18
○平岡朱君の賛成討論(陳第1号)	19

○高岡朱美君の賛成討論（陳第1号）	3-20
○田中睦君の賛成討論（陳第1号）	20
○藤本壽子君の賛成討論（陳第1号）	21
採 決	22
日程第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	23
採 決	23
閉会中継続審査・調査申出書	24
議案上程	25
日程第34 意見第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について	25
日程第35 意見第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について	26
議会運営委員長の提案理由説明	27
厚生文教委員長の提案理由説明	27
質 疑	28
討 論	29
採 決	29
議案上程	29
日程第36 議第39号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	29
議会運営委員長の提案理由説明	30
質 疑	30
討 論	30
採 決	30
議案上程	31
日程第37 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	31
提出者代表松本和幸君の提案理由説明	31
質 疑	32
○杉迫一樹君の質疑	32
休憩・開議	32
松本和幸君の答弁	32
○杉迫一樹君の再質疑	33
休憩・開議	33
松本和幸君の答弁	33
休憩・開議	33



松本和幸君の答弁	3-33
○杉迫一樹君の再々質疑	33
松本和幸君の答弁	34
○田中睦君の質疑	34
松本和幸君の答弁	34
○田中睦君の再質疑	34
松本和幸君の答弁	34
休憩・開議	34
○平岡朱君の質疑	34
休憩・開議	35
○平岡朱君の質疑（続）	35
休憩・開議	35
○平岡朱君の質疑（続）	35
休憩・開議	36
○平岡朱君の質疑（続）	36
休憩・開議	36
討    論	36
○平岡朱君の反対討論	37
○木戸理江君の賛成討論	38
○杉迫一樹君の反対討論	39
○桑原一知君の賛成討論	41
○高岡朱美君の反対討論	42
○田中睦君の反対討論	43
○藤本壽子君の反対討論	44
採    決	45
閉    会	46

令和2年2月26日

令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明並びに  
先議案件（令和元年度補正予算等）の表決

# 令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年2月26日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和2年2月26日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和2年3月19日午後0時13分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

令和2年2月26日（水曜日）

午前10時0分 開会

午後6時15分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

令和2年2月26日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について

第4 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算

第13 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第14 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第15 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算

第16 議第15号 令和2年度病院事業会計予算

第17 議第16号 令和2年度水道事業会計予算

第18 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算

第19 議第18号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第20 議第19号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) (厚生文教)

第21 議第20号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第22 議第21号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号) (厚生文教)

第23 議第22号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) (総務産業)

第24 議第23号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第25 議第24号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号) (総務産業)

- 第26 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）  
第27 議第26号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）  
第28 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）  
第29 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）  
第30 議第29号 市道の路線廃止について  
第31 議第30号 市道の路線認定について  
第32 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第33 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会 午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和2年第2回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、令和元年度の定期監査並びに令和元年11月分の一般会計、特別会計等及び令和元年10月分、11月分、12月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に、地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、岩下福祉環境部長、城山産業建設部長、坂本総務企画部次長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、設楽企画課長、梅下財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小路貴紀議員、岩村龍男議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和2年3月第2回定例会（2月26日招集）会期日程表

（会期 2月26日から3月19日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月26日	水	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 令和元年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	27日	木		休 会	議案調査
3	28日	金			議案調査
4	29日	土			市の休日
5	3月1日	日			市の休日 * 高校卒業式
6	2日	月			議案調査
7	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
8	4日	水			議案調査
9	5日	木			議案調査
10	6日	金			議案調査
11	7日	土			市の休日
12	8日	日			市の休日
13	9日	月			議案調査
14	10日	火	午前9時30分		本会議
15	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
16	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
17	13日	金	———	委員会	委員会
18	14日	土		休 会	市の休日
19	15日	日			市の休日 * 中学校卒業式
20	16日	月	———	委員会	委員会
21	17日	火		休 会	議事整理日
22	18日	水			議事整理日
23	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

- 
- 日程第3 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算
- 日程第13 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第15号 令和2年度病院事業会計予算
- 日程第17 議第16号 令和2年度水道事業会計予算
- 日程第18 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第19 議第18号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第8号）（各委）
- 日程第20 議第19号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（厚生文教）
- 日程第21 議第20号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（厚生文教）
- 日程第22 議第21号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）（厚生文教）

- 日程第23 議第22号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）（総務産業）
- 日程第24 議第23号 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）（厚生文教）
- 日程第25 議第24号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）（総務産業）
- 日程第26 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第27 議第26号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第28 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第29 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）
- 日程第30 議第29号 市道の路線廃止について
- 日程第31 議第30号 市道の路線認定について
- 日程第32 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定についてから、日程第33、議第32号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまで、31件を一括して議題とします。

---

## 議第2号

### 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について

環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

### 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例

環境水俣賞顕彰条例（平成4年条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

環境水俣賞顕彰を事業終了するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第3号

### 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例



水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される非常勤職員の補償基礎額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第4号

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第24号）を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法第22条の3第1項」を「地方公務員法第22条の3第4項」に改める。

第4条中

「第2条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。」を削る。

第5条別表中

「

その他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	を
-----------	----------------	---

」

「

その他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額
-----------	----------------

備考

- 1 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が開票日から開票日の翌日まで職務に従事した場合には、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。
- 2 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が職務に従事した時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（第48条の2第3項において準用する場合も含む。）に定める投票所の開設時間に満たない場合においては、時間割計算により支給することができる。
- 3 外部立会人とは、公職選挙法第49条第10項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち合わせた者をいい、外部立会人が職務に従事した時間が1日あたり7時間以下の場合においては、時間割計算により支給する。
- 4 農業委員会の会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、

第4条の規定にかかわらず、当該年度分を当該年度の末日までに支給する。

」

改める。

第9条中「地方公務員法第22条の3第1項」を「地方公務員法第22条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

先に制定した条例に不備があったため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第5号

### 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

水俣市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年告示第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第6号

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「納期」を「納期及び納付額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税通知書に記載すべき各納期における納付額は、当該年度分の国民健康保険税額をその納期の数で除して得た額とする。この場合において、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、

令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の納期分割による端数計算について、各納期の税額の平準化を図るため、地方税法第20条の4の2第6項ただし書に基づき、本案のように制定しようとするものである。

## 議第7号

### 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができることとされたため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第8号

### 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第12号から第22号までを次のように改める。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。
- (20) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (21) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

第2条に次の6号を加える。

- (23) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (24) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (25) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (26) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (27) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (28) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「利用者負担」を「第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「小学校就学前子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定証」を「支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条2項の規定による通知）」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を受けていない保護者」を「教育・保育給付認定を受けていない保護者」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に

当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。」を「法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円

（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(ウ) 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「常に支給認定子ども」を「常に教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「速やかに」の次に「、」を加え、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付支給認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに関する情報」を「教育・保育給付認定子どもに関する情報」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当

該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「特定教育・保育に関する支給認定子ども」を「特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの家族」を「教育・保育給付認定子どもの家族」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項中「特定教育・保育に関する支給認定子ども等」を「特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「と、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第36条第1項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に改め、「の数」を削り、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」を「の同項第1号」と、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。」に改める。

第37条第1項中「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員」を「特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員」に、「。）の数」を「。）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「1人以上5人以下」の次に「とし」を、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「、その利用定員の数」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、」を「教育・保育給付認定に基づき、」に改め、同項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に「当該支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者における代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項の次に次の4項を加える。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用す

る第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改め、「い」を削る。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録」を「第12条の規定による特定地域型保育の記録」に改め、同項第3号中「第19条に規定する」を「第19条の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項の規定による特例施設型給付費を含む。この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項の規定による特例地域型保育給付費を含む。この項において同じ。）」」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）と、「施設型給付費の」とあるのは、「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは、「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども」を「教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども」に改め、「あつては」の次に「、」を加え、同項中「利用中の子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項



第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは、「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び法第19条第1項第3号に掲げる利用中の子ども」を「教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、「あつては」の次に「、」を加え、同項中「利用中の子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、」を「「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、「に改め、「提供を受け、又は受けようとしたとき」の次に「と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」」を加える。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による基準府令の改

正に伴い、関係規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第9号

### 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

### 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定されている放課後児童支援員に係る経過措置を延長するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第10号

### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第40条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第11号

### 令和2年度水俣市一般会計予算

令和2年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,092,250千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる

経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,987,181
	1 市民税	1,050,353
	2 固定資産税	1,701,072
	3 軽自動車税	87,494
	4 たばこ税	142,920
	5 入湯税	5,342
2 地方譲与税		138,000
	1 地方揮発油譲与税	27,000
	2 自動車重量譲与税	80,000
	3 特別とん譲与税	3,000
	4 森林環境譲与税	28,000
3 利子割交付金		3,000
	1 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金		6,000
	1 配当割交付金	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		550,000
	1 地方消費税交付金	550,000
7 環境性能割交付金		7,000
	1 環境性能割交付金	7,000
8 地方特例交付金		7,000
	1 地方特例交付金	7,000
9 地方交付税		5,230,000
	1 地方交付税	5,230,000
10 交通安全対策特別交付金		2,777

	1	交通安全対策特別交付金	2,777
11 分担金及び負担金			67,666
	1	分担金	12,339
	2	負担金	55,327
12 使用料及び手数料			193,451
	1	使用料	177,464
	2	手数料	15,987
13 国庫支出金			2,190,322
	1	国庫負担金	1,834,359
	2	国庫補助金	351,100
	3	委託金	4,863
14 県支出金			1,533,521
	1	県負担金	780,449
	2	県補助金	683,868
	3	委託金	69,204
15 財産収入			62,114
	1	財産運用収入	7,181
	2	財産売払収入	54,933
16 寄附金			63,910
	1	寄附金	63,910
17 繰入金			684,505
	1	基金繰入金	574,422
	2	特別会計繰入金	110,083
18 繰越金			1
	1	繰越金	1
19 諸収入			379,802
	1	延滞金加算金及び過料	5,571
	2	市預金利子	2
	3	貸付金元利収入	86,118
	4	雑入	280,594
	5	受託事業収入	7,517
20 市債			2,980,000
	1	市債	2,980,000
歳 入 合 計			17,092,250

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		152,281
	1 議会費	152,281
2 総務費		3,458,671
	1 総務管理費	3,103,491
	2 徴税費	180,460
	3 戸籍住民基本台帳費	100,469
	4 選挙費	17,796
	5 統計調査費	24,673
	6 監査委員費	31,782
3 民生費		5,520,099

	1	社会福祉費	3,070,930
	2	児童福祉費	1,883,371
	3	生活保護費	565,798
4		衛生費	2,061,843
	1	保健衛生費	359,034
	2	清掃費	966,464
	3	簡易水道設置費	2,519
	4	環境対策費	165,226
	5	病院費	537,000
	6	上水道費	31,600
5		農林水産業費	688,462
	1	農業費	279,177
	2	林業費	336,178
	3	水産業費	73,107
6		商工費	635,169
	1	商工費	185,675
	2	総合経済対策費	449,494
7		土木費	1,292,838
	1	土木管理費	4,372
	2	道路橋りょう費	600,411
	3	河川費	31,674
	4	港湾費	4,235
	5	都市計画費	542,889
	6	住宅費	109,257
8		消防費	505,364
	1	消防費	505,364
9		教育費	1,118,961
	1	教育総務費	182,105
	2	小学校費	165,227
	3	中学校費	81,896
	4	社会教育費	364,310
	5	保健体育費	325,423
10		災害復旧費	50
	1	農林水産施設災害復旧費	1
	2	公共土木施設災害復旧費	49
11		公債費	1,648,512
	1	公債費	1,648,512
12		予備費	10,000
	1	予備費	10,000
歳 出 合 計			17,092,250

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4	2	清掃費	千円
			149,042
9	4	社会教育費	文化会館整備事業 171,196

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システム更新事業 (総務課)	自 至 令和2年度 令和9年度	千円 431,628
新庁舎建設に伴う設計意図伝達監理業務委託料 (財政課)	自 至 令和2年度 令和3年度	6,548
新庁舎建設に伴う什器導入・設置等オフィス環境整備業務委託料 (財政課)	自 至 令和2年度 令和3年度	8,229
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 至 令和2年度 令和5年度	14,373
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 至 令和2年度 令和5年度	31,784
一小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 至 令和2年度 令和5年度	県の補助基準により算出した額
二小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 至 令和2年度 令和5年度	県の補助基準により算出した額
ふくろふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 至 令和2年度 令和5年度	県の補助基準により算出した額
特別小口資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 至 令和3年度 令和6年度	融資に対する利子補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 至 令和3年度 令和6年度	融資に対する利子補給額に同じ
創業資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 至 令和3年度 令和8年度	融資に対する利子補給額に同じ
要緊急安全確認大規模建築物(水光社本店)建替え工事補助金 (都市計画課)	自 至 令和3年度 令和3年度	89,106
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 至 令和2年度 令和8年度	5,760

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,411,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
一般単独(一般)事業	95,200			
自然災害防止事業	5,300			
地方道路等整備事業	62,100			
緊急防災・減災事業	9,200			
公共施設等適正管理推進事業	43,200			
緊急自然災害防止対策事業	33,900			
過疎対策事業	1,008,900			
水道事業	31,600			
臨時財政対策債	279,000			
計	2,980,000			

## 議第12号

## 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,674,968千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位:千円)
款	項	金額
1 国民健康保険税		316,332
	1 国民健康保険税	316,332
2 使用料及び手数料		347
	1 手数料	347
3 国庫支出金		1,485
	1 国庫補助金	1,485
4 県支出金		3,049,118
	1 県補助金	3,049,118
5 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
6 繰入金		299,291
	1 他会計繰入金	232,055
	2 基金繰入金	67,236
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,244
	1 延滞金加算金及び過料	6,857
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,386
歳入合計		3,674,968

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 債務費		76,101
	1 債務管理費	37,697
	2 徴税費	31,727
	3 運営協議会費	175
	4 国民健康保険特別対策費	6,502

2	保険給付費		2,677,629
	1	療養諸費	2,384,436
	2	高額医療費	287,211
	3	移送費	2
	4	出産育児諸費	5,040
	5	葬祭諸費	940
3	国民健康保険事業費納付金		839,117
	1	医療給付費分	662,155
	2	後期高齢者支援金等分	146,472
	3	介護納付金分	30,490
4	共同事業拠出金		1
	1	共同事業拠出金	1
5	保健事業費		32,794
	1	保健事業費	6,541
	2	特定健康診査等事業費	26,253
6	基金積立金		150
	1	基金積立金	150
7	公債費		1
	1	公債費	1
8	諸支出金		9,175
	1	償還金及び還付加算金	2,090
	2	繰出金	7,085
9	予備費		40,000
	1	予備費	40,000
	歳 出 合 計		3,674,968

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 令和3年度 至 令和3年度	千円 1,033

## 議第13号

### 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ437,728千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算



歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		275,617
	1 後期高齢者医療保険料	275,617
2 使用料及び手数料		42
	1 手数料	42
3 繰入金		158,752
	1 一般会計繰入金	158,752
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		3,315
	1 延滞金加算金及び過料	86
	2 償還金及び還付加算金	637
	3 預金利子	1
	4 雑入	2,591
歳入合計		437,728

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		434,049
	1 総務管理費	21,863
	2 徴収費	9,853
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	402,333
2 保健事業費		3,042
	1 保健事業費	3,042
3 諸支出金		637
	1 償還金及び還付加算金	637
歳出合計		437,728

## 議第14号

### 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算

令和2年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,717,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		668,729
	1 介護保険料	668,729
2 分担金及び負担金		288
	1 負担金	288
3 使用料及び手数料		71
	1 手数料	71
4 国庫支出金		983,123
	1 国庫負担金	604,454
	2 国庫補助金	378,669
5 支払基金交付金		959,339
	1 支払基金交付金	959,339
6 県支出金		543,893
	1 県負担金	513,673
	2 県補助金	30,220
7 繰入金		556,274
	1 一般会計繰入金	556,274
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		5,900
	1 延滞金、加算金及び過料	92
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,807
歳入合計		3,717,618

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		72,858
	1 総務管理費	36,007
	2 徴収費	5,833
	3 介護認定審査会費	30,770
	4 趣旨普及費	23
	5 運営協議会費	225
2 保険給付費		3,440,377
	1 介護サービス等諸費	3,080,092
	2 介護予防サービス等諸費	128,573
	3 その他諸費	2,950
	4 高額介護サービス等費	79,278
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,534
	6 特定入所者介護サービス等費	144,950
3 地域支援事業		202,574
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,761
	2 一般介護予防事業費	37,942

	3 包括的支援事業・任意事業	89,562
	4 その他諸費	309
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		807
	1 償還金及び還付加算金	807
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,717,618

## 議第15号

### 令和2年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 総合医療センター 361床 (一般357床、感染4床)

(2) 年間患者数

ア 入院 総合医療センター 105,850人

イ 外来 総合医療センター 195,200人

久木野診療所 693人

外来合計 195,893人

(3) 一日平均患者数

ア 入院 総合医療センター 290人

イ 外来 総合医療センター 800人

久木野診療所 7人

外来合計 807人

(4) 主要な建設改良事業

固定資産購入費

(器械備品購入費) 総合医療センター 1,140,185千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 総合医療センター事業収益 7,870,262千円

第1項 医業収益 7,365,041千円

第2項 医業外収益 502,975千円

第3項 特別利益 2,246千円

第2款 久木野診療所事業収益 12,356千円

第1項 医業収益 5,185千円

第2項 医業外収益 6,940千円

第3項 訪問看護事業収益 229千円

第4項 特別利益 2千円

収益的収入合計 7,882,618千円

支 出

第1款 総合医療センター事業費	7,852,266千円
第1項 医業費用	7,742,924千円
第2項 医業外費用	47,540千円
第3項 特別損失	59,802千円
第4項 予備費	2,000千円
第2款 久木野診療所事業費	19,419千円
第1項 医業費用	14,269千円
第2項 医業外費用	3千円
第3項 訪問看護事業費用	4,938千円
第4項 特別損失	9千円
第5項 予備費	200千円
収益的支出合計	7,871,685千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額458,566千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,079千円、減債積立金357,487千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	1,140,106千円
第1項 企業債	1,140,100千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	1千円
第5項 繰入金	1千円
第6項 貸付金返還金	1千円
資本的収入合計	1,140,106千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	1,598,672千円
第1項 建設改良費	1,140,185千円
第2項 企業債償還金	357,487千円
第3項 投資	100,000千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	1,598,672千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合医療センター	医療機械器具等整備事業	千円 1,140,100	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1) 職員給与費	(2) 交際費	
1	総合医療センター	4,564,565千円	500千円	
2	久木野診療所	13,926		
	合 計	4,578,491	500	

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,779,296千円
2 久木野診療所	3,770
合 計	1,783,066

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	
1	取得する資産	器械備品	総合情報システム	1式
		器械備品	手術用顕微鏡システム	1式

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第16号

### 令和2年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 10,559戸
- (2) 年間総給水量 2,608,380<sup>m</sup><sub>3</sub>
- (3) 1日平均給水量 7,146<sup>m</sup><sub>3</sub>
- (4) 主要な建設改良事業
  - ア 施設整備事業 69,469千円
  - イ 管路整備事業 218,148千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	487,036千円
第1項 営業収益	437,761千円
第2項 営業外収益	49,273千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 水道事業費	376,749千円
第1項 営業費用	350,479千円
第2項 営業外費用	25,268千円

第3項 特別損失 2千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,607千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,940千円、減債積立金40,000千円、建設改良積立金65,000千円、過年度分損益勘定留保資金39,696千円及び当年度分損益勘定留保資金85,971千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 173,825千円

第1項 企業債 75,800千円

第2項 繰入金 33,290千円

第3項 負担金 1,089千円

第4項 補助金 63,645千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 430,432千円

第1項 建設改良費 388,760千円

第2項 企業債償還金 40,672千円

第3項 予備費 1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地方公営企業 災害復旧事業	千円 75,800	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 100,394千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、550千円と定める。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第17号

### 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域面積 357ha
- (2) 年間総処理水量 1,535,266m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 4,026m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - ア 施設整備事業 17,500千円
  - イ 管渠整備事業 3,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源にあてるため、企業債7,000千円を借り入れる。

収 入

- 第1款 公共下水道事業収益 1,169,375千円
  - 第1項 営業収益 476,955千円
  - 第2項 営業外収益 692,420千円

支 出

- 第1款 公共下水道事業費 1,169,375千円
  - 第1項 営業費用 1,091,966千円
  - 第2項 営業外費用 66,683千円
  - 第3項 特別損失 9,726千円
  - 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,313千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,673千円及び当年度分損益勘定留保資金377,640千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 174,112千円
  - 第1項 企業債 152,500千円
  - 第2項 負担金 436千円
  - 第3項 補助金 21,176千円

支 出

- 第1款 資本的支出 556,425千円
  - 第1項 建設改良費 63,596千円
  - 第2項 企業債償還金 491,829千円
  - 第3項 予備費 1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ25,204千円及び32,468千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 令和2年度 至 令和8年度	未償還元金利子、延滞金利子に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 令和2年度 至 令和8年度	償還利子に対する利子補給額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 127,700	証書借入又は証券発行	4,0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
過疎対策事業	1,800			
地方公営企業等災害復旧事業	30,000			
合計	159,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款事業費のうち、第2項営業外費用及び第3項特別損失の消費税及び地方消費税の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。
- (2) 収益的支出第1款事業費のうち、第1項営業費用及び第3項特別損失の職員給与費に係る予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,481千円

(他会計からの補助金等)

第10条 公共下水道事業会計の経営基盤確立のため、他会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、443,747千円である。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第18号

### 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

令和元年度水俣市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,758,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治



第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 市税		2,858,832	140,000	2,998,832
	2 固定資産税	1,577,727	140,000	1,717,727
12 分担金及び負担金		102,193	△9,158	93,035
	1 分担金	24,099	△9,158	14,941
14 国庫支出金		2,347,912	59,336	2,407,248
	1 国庫負担金	1,786,701	49,587	1,836,288
	2 国庫補助金	555,686	9,749	565,435
15 県支出金		1,427,661	△14,550	1,413,111
	1 県負担金	730,218	5,481	735,699
	2 県補助金	598,158	△10,973	587,185
	3 委託金	99,285	△9,058	90,227
16 財産収入		73,691	△320	73,371
	1 財産運用収入	8,940	△320	8,620
17 寄附金		55,002	8,571	63,573
	1 寄附金	55,002	8,571	63,573
18 繰入金		922,794	△109,869	812,925
	1 基金繰入金	904,137	△109,869	794,268
20 諸収入		570,110	△1,998	568,112
	4 雑入	463,836	△1,998	461,838
21 市債		2,351,700	△54,600	2,297,100
	1 市債	2,351,700	△54,600	2,297,100
補正されなかった款に係る額		6,031,483		6,031,483
歳 入 合 計		16,741,378	17,412	16,758,790

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		152,485	△218	152,267
	1 議会費	152,485	△218	152,267
2 総務費		2,164,150	3,979	2,168,129
	1 総務管理費	1,767,236	11,723	1,778,959
	2 徴税費	184,348	△310	184,038
	3 戸籍住民基本台帳費	82,702	910	83,612
	4 選挙費	82,540	△8,344	74,196
3 民生費		5,675,374	75,126	5,750,500
	1 社会福祉費	3,182,549	22,394	3,204,943
	2 児童福祉費	1,944,922	3,668	1,948,590
	3 生活保護費	547,903	49,064	596,967
4 衛生費		2,073,597	△1,234	2,072,363
	1 保健衛生費	357,108	△152	356,956
	2 清掃費	840,226	△261	839,965
	4 環境対策費	165,364	△821	164,543
5 農林水産業費		497,316	△29,485	467,831
	1 農業費	245,675	△178	245,497
	3 水産業費	92,044	△29,307	62,737

6 商工費		797,186	950	798,136
	1 商工費	355,268	△32	355,236
	2 総合経済対策費	441,918	982	442,900
7 土木費		1,526,542	△3,931	1,522,611
	2 道路橋りょう費	590,040	0	590,040
	3 河川費	42,749	300	43,049
	5 都市計画費	593,176	△4,241	588,935
	6 住宅費	284,669	10	284,679
9 教育費		1,594,168	101	1,594,269
	1 教育総務費	879,762	55	879,817
	4 社会教育費	211,977	△1,696	210,281
	5 保健体育費	296,446	1,742	298,188
10 災害復旧費		72,185	△18,732	53,453
	1 農林水産施設災害復旧費	47,941	△18,732	29,209
11 公債費		1,602,333	△9,144	1,593,189
	1 公債費	1,602,333	△9,144	1,593,189
補正されなかった款に係る額		586,042		586,042
歳 出 合 計		16,741,378	17,412	16,758,790

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	千円
			38,530
4 衛生費	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	7,492
5 農林水産業費	1 農業費	畜産総合対策推進指導事業	1,150
		2 林業費	単独治山事業
		市内一円林道・作業道維持管理費	11,033
		市町村営林道開設事業	18,702
	3 水産業費	漁港施設等維持管理費	20,000
6 商工費	1 商工費	道の駅・海の駅整備事業	7,964
	2 総合経済対策費	地場企業支援事業	893
7 土木費	2 道路橋りょう費	公共事業用地登記事務経費	12,000
		市内一円市道維持補修費	6,500
		堤防2号線歩道整備事業	18,656
		一小取付線歩道整備事業	7,909
		長寿命化修繕事業	27,642
	橋梁点検調査事業	6,390	
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設）	6,394

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
9 教育費	1 教育総務費	小中学校施設耐震化推進事業	千円 49,549	小中学校施設耐震化推進事業	千円 54,661

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 令和元年度 至 令和2年度	千円 703
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 令和元年度 至 令和2年度	911
会議録検索システム利用料 (議会事務局)	自 令和元年度 至 令和6年度	2,475
広報みなまた印刷業務 (市長公室)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,148
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課)	自 令和元年度 至 令和2年度	528
子育て短期支援事業委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	350
一時預かり委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	16,624
放課後児童健全育成事業委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	30,939
ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	2,596
病児保育事業委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	9,521
ファミリーサポートセンター事業委託料 (福祉課)	自 令和元年度 至 令和2年度	1,198
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市計画課)	自 令和元年度 至 令和2年度	30,669
気象情報受診料 (危機管理防災課)	自 令和元年度 至 令和2年度	2,187
防災行政無線保守点検委託料 (危機管理防災課)	自 令和元年度 至 令和2年度	7,329
学力・知能検査業務委託料 (小学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	1,674
新体力テスト処理業務委託料 (小学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	281
Q-Uアンケート分析業務委託料 (小学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	539
学力・知能検査業務委託料 (中学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	1,101
新体力テスト処理業務委託料 (中学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	144
Q-Uアンケート分析業務委託料 (中学校) (教育総務課)	自 令和元年度 至 令和2年度	552

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
家屋評価システム借上料 (税務課)	自 平成32年度 至 平成36年度	12,110	自 令和2年度 至 令和6年度	千円 8,107
家屋評価システム保守委託料 (税務課)	自 平成32年度 至 平成36年度	5,193	自 令和2年度 至 令和6年度	2,618

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 284,300				千円 280,300			
緊急自然災害防止対策事業	39,000				39,300			
過疎対策事業	1,268,900				1,218,000			
補正されなかった事業に係る額	759,500				759,500			
計	2,351,700				2,297,100			

議第19号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270,124千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,889,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		4,019	△157	3,862
	1 国庫補助金	4,019	△157	3,862
4 県支出金		3,418,828	△269,227	3,149,601
	1 県補助金	3,418,828	△269,227	3,149,601
6 繰入金		406,981	△154,946	252,035
	1 他会計繰入金	254,074	△2,039	252,035
	2 基金繰入金	152,907	△152,907	0
7 繰越金		1	154,206	154,207
	1 繰越金	1	154,206	154,207
補正されなかった款に係る額		330,129		330,129
歳入合計		4,159,958	△270,124	3,889,834

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		77,692	△236	77,456
	1 総務管理費	40,434	△236	40,198
2 保険給付費		3,096,526	△268,605	2,827,921
	1 療養諸費	2,730,748	△218,697	2,512,051
	2 高額医療費	358,916	△46,968	311,948
	4 出産育児諸費	5,880	△2,940	2,940
8 諸支出金		16,221	△1,283	14,938

	1 償還金及び還付加算金	2,140	2,279	4,419
	2 繰出金	14,081	△3,562	10,519
	補正されなかった款に係る額	969,519		969,519
	歳 出 合 計	4,159,958	△270,124	3,889,834

## 議第20号

### 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ813千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金		150,922	△813	150,109
	1 一般会計繰入金	150,922	△813	150,109
	補正されなかった款に係る額	262,277		262,277
	歳 入 合 計	413,199	△813	412,386

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		412,580	△813	411,767
	2 徴収費	10,045	216	10,261
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	381,088	△1,029	380,059
	補正されなかった款に係る額	619		619
	歳 出 合 計	413,199	△813	412,386

## 議第21号

### 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,392千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,614,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		648,307	△4,543	643,764
	1 介護保険料	648,307	△4,543	643,764
4 国庫支出金		970,947	△6,300	964,647
	1 国庫負担金	592,192	△4,880	587,312
	2 国庫補助金	378,755	△1,420	377,335
5 支払基金交付金		933,724	△6,588	927,136
	1 支払基金交付金	933,724	△6,588	927,136
6 県支出金		522,756	△3,050	519,706
	1 県負担金	492,677	△3,050	489,627
7 繰入金		534,510	△4,139	530,371
	1 一般会計繰入金	534,510	△4,139	530,371
9 諸収入		5,897	△5,772	125
	3 雑入	5,784	△5,772	12
補正されなかった款に係る額		28,535		28,535
歳入合計		3,644,676	△30,392	3,614,284

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,141	△220	70,921
	1 総務管理費	34,671	△220	34,451
2 保険給付費		3,338,059	△24,400	3,313,659
	1 介護サービス等諸費	2,969,793	△11,000	2,958,793
	2 介護予防サービス等諸費	149,976	△19,600	130,376
	4 高額介護サービス等費	69,309	3,800	73,109
	6 特定入所者介護サービス等費	140,691	2,400	143,091
3 地域支援事業		204,593	△5,772	198,821
	3 包括的支援事業・任意事業	83,986	△5,772	78,214
補正されなかった款に係る額		30,883		30,883
歳出合計		3,644,676	△30,392	3,614,284

## 議第22号

## 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		513,254	△4,241	509,013
	1 繰入金	513,254	△4,241	509,013
補正されなかった款に係る額		543,553		543,553
歳入合計		1,056,807	△4,241	1,052,566

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		402,298	△4,241	398,057
	1 公共下水道事業費	402,298	△4,241	398,057
2 公債費		653,509	0	653,509
	1 公債費	653,509	0	653,509
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,056,807	△4,241	1,052,566

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
水俣市公共下水道事業受益者負担金納付書等印刷業務委託	自 令和元年度 至 令和2年度	千円 268

## 議第23号

## 令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和元年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,377,082千円	200,000千円	7,577,082千円
第1項 医業収益	6,808,203千円	200,000千円	7,008,203千円
収益的収入合計	7,387,196千円	200,000千円	7,587,196千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	7,361,229千円	200,000千円	7,561,229千円
第1項 医業費用	7,260,353千円	200,000千円	7,460,353千円
収益的支出合計	7,378,917千円	200,000千円	7,578,917千円

(たな卸資産購入限度額)

第3条 予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病院別	補正前	補正後
	限度額	限度額

1 総合医療センター	1,471,912千円	1,671,912千円
合計	1,475,782	1,675,782

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第24号

### 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度水俣市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和元年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第1款 水道事業収益	476,887千円		△5,325千円	471,562千円
第1項 営業収益	434,765千円		△5,325千円	429,440千円
第2項 営業外収益	42,120千円		0千円	42,120千円
第3項 特別利益	2千円		0千円	2千円
		支	出	
第1款 水道事業費	355,916千円		14,262千円	370,178千円
第1項 営業費用	342,372千円		0千円	342,372千円
第2項 営業外費用	12,542千円		14,262千円	26,804千円
第3項 特別損失	2千円		0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円		0千円	1,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額199,627千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,936千円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額15,498千円」を「当年度分消費税資本的収支調整額14,744千円」に、「過年度分損益勘定留保資金29,259千円」を「過年度分損益勘定留保資金17,504千円」に、「当年度分損益勘定留保資金84,870千円」を「当年度分損益勘定留保資金88,688千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	224,790千円		400千円	225,190千円
第1項 企業債	16,500千円		400千円	16,900千円
第2項 繰入金	123,500千円		0千円	123,500千円
第3項 負担金	7,589千円		0千円	7,589千円
第4項 補助金	77,200千円		0千円	77,200千円
第5項 固定資産売却代金	1千円		0千円	1千円
		支	出	
第1款 資本的支出	424,417千円		△8,291千円	416,126千円
第1項 建設改良費	385,774千円		△8,291千円	377,483千円
第2項 企業債償還金	37,643千円		0千円	37,643千円
第3項 予備費	1,000千円		0千円	1,000千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条で定めた企業債を次のとおり補正する。



変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方公営企業 災害復旧事業	千円 16,500				千円 16,900			

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

## 議第25号

### 指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市15区自治会 会長 柏木 常雄
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第26号

### 指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第27号

### 指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称  
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第28号

### 指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者を次のように指定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場
- 2 指定管理候補者の名称  
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール、浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第29号

### 市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	消防本部取付線	ひばりヶ丘49番	陳内字北園523番4	ひばりヶ丘
2	ひばりヶ丘1号線	ひばりヶ丘258番地先	ひばりヶ丘209番地先	ひばりヶ丘

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

### 議第30号

#### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	ひばりヶ丘1号線	ひばりヶ丘地内	陳内字北園地内	なし
2	ひばりヶ丘2号線	ひばりヶ丘地内	ひばりヶ丘地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

### 議第31号

#### 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

### 議第32号

#### 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第170条第1号」を「第166条第1項第1号」に改め、同条第2号中「7年」を「5年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の使用料及び手数料について適用し、同日前の使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) まずは、国内で拡大する新型コロナウイルス感染症について、水俣市としても、市民の安心・安全を第一に考え、関係機関と連携し、拡大の防止に努めるとともに、いち早く対策本部も立ち上げており、コロナウイルスが一日も早く終息に向かうよう今後も取り組んでまいります。

それでは、令和2年第2回水俣市議会定例会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ちまして、令和2年度の施政方針について、私の所信の一端を述べさせていただきます。

平成30年に私が市長に就任しましてから2年が過ぎ、2年目は“新芽の芽ぶく年”と位置づけ、マニフェストに掲げました施策を実現すべく、職務に取り組んでまいりました。

令和となり、3年目を迎えるこの1年は、“挑戦の年”として、「すべての世代に喜んでいただけるまちづくり」を目指し、強い信念と実行力をもって、引き続き、さまざまな施策を推し進めてまいり所存でございます。

令和2年度には、いよいよ新庁舎の建設が始まります。誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎へ、この新庁舎建設という大きな事業の完遂を水俣市の新たな時代の幕明けの一つと捉え、職員とともに一所懸命取り組んでまいります。

また、本年は、水俣市において、東京2020オリンピックの聖火リレー、そしてパラリンピックの採火式が実施されます。本市の聖火リレーのルートは、肥薩おれんじ鉄道水俣駅から明神崎まで2.8kmの県内最長区間となっています。明神崎から恋路島までは、県内唯一の海を渡るルートとなっておりますので、再生した水俣の美しい海を全国に発信できる絶好の機会となります。

さらに、ルート上のエコパーク水俣では春のバラ祭り「ローズフェスタ春」を同時開催いたしますので、見所満載で多くの皆様の記憶に残る最高の時になると確信しております。

さて、2015年に国連サミットで採択された「SDGs」、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指す国際目標があります。

国はもとより地方でもこの考えを取り入れた自治体運営の動きが顕著になりつつあります。本市でもこの「SDGs」の考え方に基づく持続可能な地域社会づくりの達成と本市が目指す姿「み

んなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち」の実現に取り組んでまいります。

令和2年度の本市の一般会計当初予算額は、170億9,225万円を見込んでおります。人口減少が進む中、税収の増加は容易ではなく、厳しい財政事情ではありますが、市民の生活を守るために限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、事業を着実に遂行してまいります。

それでは、市政運営に係る基本方針と主要な施策について、「第6次水俣市総合計画」に準じて述べてまいります。

まず、「地域に根差した強い産業基盤づくり」について申し上げます。

水俣市では古くから、多くの中小企業が事業活動を続けておられ、それには独自の高度な技術やアイデアが集積しています。これらの知恵とノウハウの活用は地域経済全体を活性化させる力となります。

本市としましては、引き続き、新たな事業展開や新商品の開発、販路拡大等に活用できる補助制度や企業支援員による各種相談業務、補助金及び認定制度等への申請補助を実施してまいります。

また、地域で、先端研究を行うベンチャー企業の支援や、ベンチャー企業と地場企業の皆様との連携を促進するなど、地域にある力を活かした新事業の展開等に関しても応援してまいりたいと考えています。

しかし、地場企業の支援につきましては、市単独でできるものではありません。今後も、水俣商工会議所など関係機関と連携し、個々の企業等が抱える課題に合わせ、地場企業の経営力・競争力の強化に努めてまいります。

地域資源を活用した企業誘致につきましては、現在、市が活用できる土地を有しておらず、十分な誘致活動ができておりませんが、引き続き、「空き工場バンク」制度による登録物件の充実に努め、民間所有の遊休地や遊休施設等を情報発信し、企業誘致につなげてまいります。

また、今後は、様々な形態の企業に対応できるよう、誘致企業に係る支援制度を見直すとともに、市所有施設等の活用や人材の確保等を検討し、実現可能なものについては順次活用してまいりたいと考えております。

さらに、企業誘致用の新たな土地の創出として、水俣川河口臨海部振興構想事業を推進し、その完成を見据え、計画的・積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

創業にチャレンジしやすい環境づくりにつきましては、「創業支援事業」を通じ、潜在的創業希望者を掘り起こし、創業意欲の醸成を行っているところです。

引き続き、関係機関と連携し、より積極的に創業支援の取組みを進めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市には、魅力的な観光素材や物産品が数多くあります。

現在、テレビやパンフレット、SNS等各種媒体による情報発信、みなまた観光物産協会と連携した各種観光イベントの実施、企画旅行等誘致推進助成金の活用による誘致体制の推進、そして、本市出身で漫画家・イラストレーターとして活躍中の「江口寿史氏」と協力して実施しております「でかくっかみなまたスタンプラリー」などの事業を進めております。

併せて、水俣の主要6品目、柑橘類、サラダたまねぎ、みなまたしらす、みなまた茶、みなまたチャンポン、みなまたスイーツを活用した水俣ブランドの推進と新たな水俣ブランドの創出につきましても、引き続き、取り組んでまいります。

魅力ある湯の児温泉づくりについて申し上げます。

湯の児は、恵まれた温泉、癒しの景観、海の幸など魅力がたくさんあり、湯の児の海を活かした「スキューバダイビング」「アウトリガーカヌー」「SUP」等のマリナクティビティを観光資源として活用しております。

このような中、新たなアクティビティの事業として、昨年は、「西日本SUP選手権大会RACE」を湯の児海水浴場で開催し、SUPの聖地としての湯の児のPRを行うとともに、水俣の美しい海を広く情報発信してまいりました。

令和2年10月には「全日本SUP選手権大会RACE」の開催が決定しており、観光地「湯の児」の魅力を伝える大きな機会ととらえ、大会の開催に取り組んでまいります。

次に、湯の鶴癒しのむらづくりについて申し上げます。

湯の鶴は、豊かな自然環境、良質な温泉、地元産の安心・安全な食材に恵まれた、山あいの趣深い温泉地であります。

今後、温泉をはじめ湯治場情緒あふれる景観、豊富な山の幸、人情に富んだ村の風情など、地域の素朴な魅力を活かしながら、観光客誘致を図ってまいります。

次に、エコパーク水俣を活用した広域交流拠点づくりについて申し上げます。

エコパーク水俣を、観光物産情報を広く発信する広域交流拠点として、交流人口の増加につなげるために、情報発信やイベントの開催等に取り組んでいるところです。

また、「みなまた観光物産館まつぼっくり」の再整備に係る交流拠点施設の設計業務に取り組むとともに、本市の特産品を広く発信できる、エコパークと一体となった魅力的な交流拠点の場を早急に整備してまいりたいと考えております。

農林水産業の振興について申し上げます。

第1次産業である農林水産業は、地域活性化につながる重要な産業であるため、積極的な支援に取り組んでまいります。

まず、農業につきましては、基幹作物である甘夏・不知火やサラダたまねぎ、お茶をはじめ、太秋柿、和紅茶などの産地確立を図るため、生産振興や品質向上等の取組みを積極的に支援する

とともに、JAあしきた等と連携しながら、一寸ソラマメ、ホオズキ、アスパラガスなど高単価作物の作付けにつきましても支援してまいります。

また、「サラたまちゃん祭り」や「和紅茶イベント」の開催、そして、市内における地元農産物の販売促進活動等を引き続き支援し、安全・安心な、みなまたブランドづくりと農家所得の向上を目指してまいりたいと考えております。

さらに、ほ場整備などの生産基盤整備、優良農地の確保及び農地集積の推進、新規就農者やモデル地区における集落営農組織づくり等を支援することで、効率的な農業生産体制の確立と地域農業の担い手となる人材の育成及び確保を図ってまいります。

林業につきましては、土砂の流出防止など、森林の持つ多面的機能が、持続的に発揮できる健全な森林形成を目指し、引き続き、未植栽地の解消と森林の適切な更新を図ってまいります。

また、国の「森林経営管理制度」に対応し、適切に経営管理されていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市が、適切に管理運営できるよう、まず、森林所有者の意向を把握し、事業推進体制の整備を進めてまいります。このことにより、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立が図られるものと考えております。

さらに、新たな挑戦といたしまして、「ハゼの振興」に取り組めます。

本市は木蠟の原料となるハゼの実の国内有数の産地であり、江戸時代に細川藩が栽培を奨励したことに始まります。

これらの資源は、本市の重要な収入源となっておりますので、生産技術の継承と併せ、産業の活性化を図ってまいります。そのために、まず、ハゼの木の生息分布調査を実施し、今後は、ハゼ林を整備し、収穫・植栽・管理技術の向上を目指してまいります。

また、引き続き、竹林の整備と「早掘りタケノコ」の産地化に向けた取組みを、積極的に支援してまいります。

水産業につきましては、漁業従事者の主権による「水俣漁師市」等における活魚等の直売や水産加工品の開発・販売促進活動などの取組みを、引き続き、支援してまいります。

また、漁場再生を目的とした、海底耕運及びアカモク・ヒジキ等の藻場を健全化するための食害駆除事業など、漁場整備につきましても、引き続き、後押ししてまいります。

次に、「豊かな心で未来に挑戦する人づくり」について申し上げます。

水俣市教育大綱の基本理念、「郷土の明日（あす）をつくる心豊かな人づくり」と、教育委員会の基本目標「心豊かな人づくり」を具現化していくため、引き続き、教育施策の推進に取り組んでまいります。

学校教育では、次世代の水俣を担う人材を育成するため、「確かな学び」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、家庭、地域、学校、行政及び子どもたちの五者連携で、心豊かでたくましい

子どもたちの育成に努めてまいります。

令和2年度も、昨年に引き続き、児童・生徒の学力向上に向けて、教師の資質や授業力向上を図る教育セミナー・フォーラムの実施や、市教育委員会指定による「学力向上研究推進校」、「学校図書館活用教育推進校」など、指定校の取組を推進し、全校に研究成果の普及を図ってまいります。

また、学習指導要領の改訂に伴い、学校における情報教育化がこれまで以上に進み、高速通信ネットワーク環境の整備と、児童・生徒一人一台パソコンを導入した学習等、国が提唱するGIGAスクール構想を推進していくことが求められてまいります。

本市におきましても必要なソフト・ハード面の充実を図り、児童・生徒の持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境づくりを、きめ細やかに進めてまいります。

さらに、引き続き「学校における教職員の働き方改革」にも取り組んでまいります。統合型校務支援ソフトの活用や勤務時間の客観的な把握、留守番電話の適切な運用等により、教職員の負担を軽減し、生き生きと働きやすい職場環境を整備することで、子どもたちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

昨年から、一部補助を開始しております給食費につきましては、保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい地域づくりを実現するため、新年度も実施してまいります。

将来を担う子どもたちを、食と食育の面から支えるため、地場産の旬の食材を活用しながら、子どもたちが安心して食べることができる給食を提供してまいります。

地元唯一の高校であります水俣高校に対しましては、「高大連携未来塾」や「木育ワークショップ」など、水俣環境アカデミア活動推進事業を通して、魅力ある高校づくりを支援するとともに、海外からの研修等の受入れ時に、交流の機会を創出し、同校のスーパー・グローバル・ハイスクール活動を支援してまいります。

また、令和2年度は、これまでネットワークを構築してきたベトナム日越大学との人的交流を促進し、水俣高校との遠隔講義の実施を目指してまいります。

さらに、水俣環境アカデミアシンポジウムや市民公開講座を実施し、新たな学びの機会を提供するとともに、自ら考え自ら学ぶことのできる人材の育成を目的とし、中高生の研究活動を支援してまいります。

次に、スポーツを通じた人材育成について申し上げます。

スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進することを目的とした、水俣市スポーツキッズサポーター基金に対し、地元企業の皆様などから、これまで延べ138件、500万円余りの貴重な寄附金をいただいております。御協力いただいた皆様には、心から感謝を申し上げますとともに、引き続きの御支援をお願いしたいと思います。



令和2年度も、この基金を原資として、小中学校の社会体育活動や子どもたちが全国大会などに出場する際の奨励金として活用してまいります。

また、日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定に基づき、日本体育大学のトップアスリートを本市へ招聘し、子どもたちがトップアスリートから直接指導を受ける場を創出します。

総合体育館につきましては、温水プールの天井改修工事を行います。

本施設内は、特に湿度が高く、錆などによる劣化が進んでおり、天井脱落等による事故の発生を未然に防ぐため、早急に対応することとします。

次に、文化事業について申し上げます。

まず、文化会館につきましては、本市の文化発信や芸術活動、各種イベントの拠点であります。建設から40年以上経過し、老朽化が進んでおります。

これまで設備改修を行ってまいりましたが、引き続き、外壁等の修繕業務を行うなど、今後も快適にご利用いただけるよう、整備を進めてまいります。

また、文化事業では、従来の鑑賞型の公演に加え、より身近に芸術に触れてもらうため、プロの演奏家を市内小学校の音楽室に派遣する、アウトリーチ事業を実施してまいります。

公民館につきましては、市民が生涯学習意欲を高め、人生が実り豊かなものになるよう、広く市民に学習の機会を提供するため、市民教室を開講しております。

今後も、市民のニーズに応じた多種多様な学習機会の提供を目指し、市民の生涯学習活動が活性化するよう取り組んでまいります。

図書館につきましては、子どもから高齢者まで、全ての市民が読書に親しむことができ、読書の楽しさを知り、本に触れる機会を設ける場であり、家庭、学校でも継続して、読書活動に取り組んでいくことが必要であると考えております。

図書館を核とした市民読書活動の推進では、乳幼児期から本に触れる機会を提供するため、「ブックスタート」、「セカンドブック」として絵本の贈呈を行うほか、動く絵本館「みなよむ号」を保育園、幼稚園、こども園、イベント等へ派遣します。

また、「創作童話ワークショップ」を開催することで、ことばや文章に関する感性を高め、表現力、創造力の技術を市民が習得できる活動を進めてまいります。

また、発表の場として、小中高校生、一般を対象に「みなまた創作童話大賞」の作品を募集し、水俣独自の特色ある創作活動を実施してまいります。

次に、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

子どもたちは地域の宝であり、次世代を担う子供たちの健やかな成長を地域全体で支え、子どもたちや子育てへの支援策をさらに進めてまいりたいと考えております。

近年の少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化しており、子どもたちや子育てへの支援及び子育て環境の充実は喫緊の課題であると考えております。

関係機関等と連携を図り、さらなる子育て支援サービスの充実に努めるほか、子育て世代への経済的支援策の検討を進めてまいります。

また、学童クラブをはじめとする子どもたちの放課後の居場所づくりや、子育てに関する相談及び連携体制の強化を図るほか、地域の子育て支援及び交流拠点として「水俣市こどもセンター」の機能充実に努めてまいります。

さらに、本市においても、全国同様、出生数が年々減少しておりますので、熊本県と市町村が一体で取り組む、少子化対策事業であります、「一般不妊治療費助成」及び「早産予防対策事業」を進め、子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康支援を強化してまいります。

併せて、市民のニーズに応じた妊娠・出産・子育ての包括的な支援を関係機関と連携して推進します。

健康づくり事業につきましては、「人生100年時代」を見据え、市民の健康寿命を延ばすために昨年制定しました、「水俣市健康づくり条例」の理念に基づき、積極的に市民の健康づくりに取り組んでいくこととします。

本市におきましても、全国的な傾向と同様、要介護や死亡の原因となる、がんや糖尿病等の生活習慣病の増加が課題となっております。

市民の死亡原因として一番多い、がんの早期発見に結びつけていくため、市民の利便性を考慮し、医療機関における個別がん検診の導入を実施してまいります。

特に、発症の多い胃がんにつきましては、内視鏡検診を新規導入し、女性特有である乳がん・子宮がんにつきましては、対象年齢を拡充することで、働き盛り世代のがんの早期発見に努めてまいります。

また、近年増加傾向にある糖尿病につきましては、幼児期からのライフステージに応じた予防のための啓発活動に努め、重症化予防のための特定健診や保健指導など、市民一人ひとりの健康づくりの支援に取り組んでまいります。

病院事業につきましては、県の地域医療構想にもありますように、2025年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる高齢社会に向けて、急激な医療・介護ニーズの変化・増大に対応することが課題となっております。

その中で、昨年から稼働させております高度急性期病床HCUにより、二次救急医療までは地域で完結できる体制が整ってまいりました。

引き続き、地域包括ケア体制構築の一員として、市民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、総合医療センターの機能を充実させ、高度で安全な地域医療拠点の強化に努めてまいります。

また、医療機器等の整備におきましても、質の高い医療を安定的・継続的に提供できるよう、高度医療機器をはじめとする、医療機器ごとの年次更新計画に基づき整備を行ってまいります。今回は導入から6年を経過した電子カルテシステム外53件の機器等の更新を予定しております。

今後も、市民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、経営効率化も進めながら地域医療の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉事業について申し上げます。

本市におきましては、全国・県内平均より、早いスピードで高齢化が伸展しております。この急速に進行していく高齢社会に対応し、すべての高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護予防事業の内容充実を図ってまいります。

令和2年度は、筋力向上に特化したプログラムを一般介護予防事業の「まちかど健康塾送迎型」に順次導入してまいります。

また、認知症の早期発見・早期対応ができるよう、「もの忘れ相談プログラム」機器を活用した関係機関との連携や支援方法を構築してまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、すべての高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた自宅や地域で自分らしく、安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでまいります。

また、本市で暮らす全ての方が、地域・暮らし・生きがいを共に創り支え合う、地域包括ケアシステムの考え方を、まちづくりの一環として取り入れ、地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、「次代へつなぐ環境づくり」について申し上げます。

はじめに、水俣病の犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、健康、環境の尊さを訴えていくため、平成4年から「水俣病犠牲者慰霊式」を毎年開催しております。

昨年は、新天皇陛下の即位礼や参列者への影響等を考慮し、日程を変更しての実施となりましたが、令和2年度は、水俣病公式確認の日である5月1日に実施することとしております。

水俣病資料館事業につきましては、水俣病関係資料の収集、整理、保存体制の整備を図るとともに、語り部講話の充実及び水俣病に関する情報を発信してまいりましたが、引き続き、水俣病が発生した背景、これまで歩んできた歴史、そして環境と地域社会の再生への取り組みなど、水俣病の正しい理解と教訓を伝えてまいります。

公害・環境学習の推進につきましては、昨年より、子どもたちが水俣港から船に乗って水俣の

海を巡り、公害の被害から環境復元がなされた水俣の美しい海を目や肌で感じてもらう、体験型の「水俣の海情報発信モデル事業」を実施しております。

令和2年度は、水俣市内の児童を対象とした昨年の事業成果をもとに、水俣・芦北管外の子どもたちを対象に実施してまいります。

「水銀に関する水俣条約」における取り組みにつきましては、平成25年の「水銀に関する水俣条約」の採択以降、環境省・熊本県・水俣市の共催により、水俣条約の意義や日本における取り組みの周知に関する行事を開催してまいりました。

令和2年度におきましても、国や県、関係団体の皆様と連携して、国内外に向けて、水俣の持つ様々なリソースを有効的に活用した取り組みを展開してまいります。

循環型社会の形成につきましては、本市では、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、「ゼロ・ウェイストのまちづくり」を宣言しています。

市民による、ごみの高度分別では、各家庭から出たごみを22品目に分別し、資源リサイクルを実施しております。

しかし、各家庭から出される燃やすごみの中には、リサイクル可能な資源ごみが、なお多く含まれておりますので、今後は、誰でも容易に分別することができる、市民に負担がかからない分別体系の見直しを図ってまいります。

また、令和2年度は、特に、家庭用生ごみ処理容器「キューロ」の普及促進と、ごみの減量化の推進に努めることとします。

「環境モデル都市づくり」による「低炭素社会の実現」に向けた取り組みについて申し上げます。

本市は、平成20年に国の環境モデル都市に認定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組むモデルとなる自治体として、様々な取り組みを進めています。

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、民間・企業・関係団体・行政等が連携して進めてまいりました、「水俣市環境モデル都市第二期行動計画」が、令和2年度で最終年度を迎えることに伴い、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向けた「水俣市環境モデル都市第三期行動計画」を、専門家や学識経験者等の知見を活用し策定する予定としております。

生活環境の保全につきましては、快適な生活環境を整備するため、継続して、市内の水環境、大気環境状況を測定し、現状を把握し、データの蓄積を行ってまいります。

また、山間部をパトロールすることで、不法投棄の発生抑制と不法投棄物の除去を行ってまいります。

さらに、河川や海岸線におきましては、「海と川のクリーンアップ作戦」を始めとする海岸漂着物地域対策推進事業や、毎年6月に大勢の市民の方に参加いただいております、環境月間清掃

活動を実施し、清潔で快適な生活環境づくりを目指します。

次に、「安全で安心して暮らせる生活基盤づくり」について申し上げます。

まず、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済システムを平時から構築すべく、国が進める「国土強靱化計画」に沿った生活基盤づくりを目指します。

近年、全国各地で毎年のように大雨や台風接近による土砂災害や浸水による甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われています。このような災害がいつ本市で発生するか分かりません。情報収集・提供体制の強化、市民の防災意識の向上が重要と考えております。

現在、インターネットを活用し、市民に迅速に広く災害情報を提供しておりますが、さらに、地域防災マネージャーの資格を有する危機管理監による防災講話等を通して、自分の命は自分で守る、早めの行動をとってもらうなど、防災意識の向上、併せて、自主防災組織の育成に努めてまいります。

また、消防団が災害時において、より効果的な援助活動が図れるよう、チェーンソーや救命胴衣の配分など、資機材の整備を行うとともに、消防車両の定期的な更新、水利の不足する地域への防火水槽の設置など、地域防災力の充実・強化を図ってまいります。

住環境の整備につきましては、「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建て替えを順次進め、様々なニーズに対応した住環境を提供する一方で、既存の市営住宅の長寿命化改修を行い、市営住宅ストックの有効活用に努めてまいります。

また、空き家対策につきましては、老朽危険空き家に対する除却促進補助を、引き続き行うほか、活用できる空き家につきましては、空き家バンクへの登録・紹介を勧めてまいります。

加えて、更地になった土地並びに中古住宅の流通により、水俣に住んでみたいと思わせる取り組みを目指します。

移住定住施策につきましては、昨年、東京圏から本市に移住された方について、県に登録された企業への就職や新しく事業を起こす際に補助金を支給する制度を創設したほか、令和2年度からは、空き家バンクに登録された物件の家財道具処分等に係る費用と、実際にお住まいになる方が改修を行う際の費用に対し、補助を行うこととしています。

このことにより、所有者、利用者共に空き家バンク登録の利点を認識していただき、利用の増加につなげてまいります。

次に、安全・安心な水の確保の要となる水道施設につきましては、現在、施設の更新・耐震化を進めておりますが、特に令和2年度は、災害等緊急時における給水拠点を確保するため、第二水源地の貯留施設を整備するほか、医療センター及び市役所新庁舎へ接続する配水管の耐震化を実施することとします。

交通基盤の整備につきましては、既に供用開始されております水俣インターチェンジに続き、本市二つ目となる「袋インターチェンジ（仮称）」の整備に向け工事が進んでおり、そのアクセス道路となる「市道袋インター線」の新設及び「野川・袋線」の改良のため、引き続き、用地取得を進めてまいります。

また、歩行者の安全・安心と道路利用者の利便性を確保するため、「一小取付線」をはじめとする、歩道整備や市内一円の道路改良事業を進めてまいります。

さらに、経年劣化していく舗装や橋梁等の道路構造物におきましては、定期的に点検・調査を実施し、調査結果に基づいた維持管理計画を策定することにより、道路構造物の長寿命化を図り、地域住民が安全・安心して通行できるよう努めてまいります。

併せて、未就学児が日常的に集団で行動する経路の、緊急安全点検における危険箇所の解消にも努めてまいります。

公共交通網につきましては、新たに策定した「第2期水俣市地域公共交通網形成計画」に基づき、高齢者の通院、買い物等日常生活に欠かせない「みなくるバス」等の路線維持のため、地域のニーズ等を把握したうえで必要な支援を行ってまいります。

また、通学等における重要な交通手段である「肥薩おれんじ鉄道」につきましても利用促進と路線維持のため、引き続き、沿線自治体と連携し必要な支援を継続してまいります。

次に、「持続可能な行財政基盤づくり」について申し上げます。

自主財源の核となる市税収入の大幅な増収を見込むことは難しく、地方交付税など外的要因に大きく依存する状況が続いております。社会保障に係る扶助費は増加傾向にある上、公共施設の老朽化による普通建設事業費の増加に加え、新庁舎の建設などの大規模な実施に伴い、地方債現在高・公債費の増加が見込まれており、重要施策の推進と財政健全化の両立が切迫した課題です。

このような厳しい財政状況の中、人口減少等の社会情勢の変化、地域課題やニーズの多様化・複雑化、新たな行政課題等に対応していくため、限りある財源を有効に活用しながら「選択と集中」の取り組みをより一層進めてまいります。

また、新庁舎での新たな業務遂行に向け、上・下水道事業の統合など、組織機構の見直しを検討し、最適な行財政運営に努めてまいります。

次に、水俣市公共施設等の適切な管理運営について申し上げます。

本市においては、保有する公共施設等の老朽化が進み、大規模改修や建替時期が到来している状況であり、今後これらの維持・補修に係るコストの増大が想定されるため、既存施設の適切な維持・管理と、計画的な対応が課題となっています。

このことを踏まえ、各所管課において、具体的な「個別施設計画」の策定を進めておりますが、

令和2年度中には、原則として全公共施設等分が策定完了となるよう目指してまいります。

最後に、新庁舎建設の推進について申し上げます。

熊本地震により被災した市役所の建て替えに向けて、「市庁舎建替事業」に取り組んでいるところです。

現在、新庁舎建設工事を行う業者の選定が終わったところですが、今議会で承認いただきましたら、本契約締結までを令和元年度の事業として行う予定です。

令和2年度は、基本設計で示した工程計画に従い、4月から新庁舎建設工事を着工し、令和3年11月の新庁舎の供用開始、令和4年8月の竣工を目指し、事業を進めることとしております。

最後に、以上、令和2年度の取り組みについて述べてまいりましたが、みなまたの未来が、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれるまち」、「安心して暮らしていけるまち」となるよう、これからも市政のかじ取りに全身全霊をもって取り組んでまいります。今後とも皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） この際15分間休憩します。

休憩 午前10時39分

---

開議 午前10時50分

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、環境水俣賞顕彰を事業終了するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される非常勤職員の補償基礎額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、先に制定した条例に不備があったため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し

上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の納期分割による端数計算について、各納期の税額の平準化を図るため、地方税法第20条の4の2第6項ただし書に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができるとされたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による基準府令の改正に伴い、関係規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定されている放課後児童支援員に係る経過措置を延長するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号令和2年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ170億9,225万円で、令和元年度の予算額と比較いたしますと、7億1,243万1,000円、約4.34パーセントの増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、市庁舎建替事業費、地方バス路線維持対策事業費、公益法人等助成事業費、



ふるさと大好き寄附金事業費、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理、し尿処理に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業費、予防接種事業費、第5款農林水産業費に、漁港施設維持管理費、市町村営林道開設事業費、中山間地域等直接支払事業費、市有林造林事業費、森林環境保全整備事業費、中山間地域総合整備事業費、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業費、商工業資金貸付・出資事業費、道の駅・海の駅整備事業費、観光振興団体等助成事業費、商工会議所事業費補助金、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、公営住宅整備事業費、牧ノ内・大迫線道路改良事業費、築地・丸島町線補修事業費、市内一円市道維持補修費、公共施設等適正管理推進事業費、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団関係経費、消防防災施設整備事業費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・体育施設・文化会館・図書館などの管理運営経費、スクールバス運行事業費、文化会館整備事業費、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当いたしております。

なお、繰越明許費として、文化会館整備事業外1件を計上、債務負担行為として、基幹系システム更新事業外12件を計上、地方債として、過疎対策事業債外9件を計上いたしております。

次に、議第12号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億7,496万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第13号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,772万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第14号令和2年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ37億1,761万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第15号令和2年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に78億8,261万8,000円、収益的支出に78億7,168万5,000円、資本的収入に11億4,010万6,000円、資本的支出に15億9,867万2,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

資本的収入の主な内容につきましては、企業債、固定資産売却代金、補助金、負担金、繰入金等を計上いたしております。

資本的支出の主な内容につきましては、総合情報システム等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補てんをいたしております。

次に、議第16号令和2年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,703万6,000円、収益的支出に3億7,674万9,000円、資本的収入に1億7,382万5,000円、資本的支出に4億3,043万2,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容といたしましては、営業収益、営業外収益を計上し、収益的支出に、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を計上いたしております。

収益的支出の主な内容といたしましては、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を計上いたしております。

資本的収入の主な内容といたしましては、企業債、繰入金、負担金、補助金、固定資産売却代金を計上いたしております。

資本的支出の主な内容といたしましては、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金等を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第17号令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に11億6,937万5,000円、収益的支出に11億6,937万5,000円、資本的収入に1億7,411万2,000円、資本的支出に5億5,642万5,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容といたしましては、営業収益、営業外収益を計上いたしております。

収益的支出の主な内容といたしましては、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を計上いたしております

資本的収入の主な内容といたしましては、企業債、補助金等を計上いたしております。

資本的支出の主な内容といたしましては、ポンプ場などの施設整備事業、管路の整備事業等の建設改良費及び企業債償還金等を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第18号令和元年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,741万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億5,879万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業費、第3款民生費に、生活保護費、自立支援給付費、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業費を増額した外、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、介護予防地域づくり事業ほか15件の追加、小中学校施設耐震化推進事業の変更を計上、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務ほか19件の追加、家屋評価システム借上料ほか1件の変更を計上、地方債の補正として、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,012万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,983万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第8款諸支出金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款

繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第20号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,238万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定に伴う国県支出金等返還金の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第21号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,039万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,428万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、介護給付費見込額の変更に伴う、第2款保険給付費の減額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第9款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第22号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ424万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,256万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、工事請負費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整しております。

このほか、債務負担行為の補正として、水俣市公共下水道事業受益者負担金納付書印刷業務委託を追加しております。

次に、議第23号令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2億円増額し、補正後の収益的収入の額を75億8,719万6,000円とし、収益的支出の額を2億円増額し、補正後の収益的支出の額を75億7,891万7,000円とするものであります。

また、予算第8条に定める、たな卸資産購入限度額の変更を計上いたしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、外来収益の増額、収益的支出については、薬品費の増額を計上いたしております。

次に、議第24号、令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を532万5,000円減額し、補正後の収益的収入の額を4億7,156万2,000円に、収益的支出の額を1,426万2,000円増額し、補正後の収益的支出の額を3億7,017万8,000円に、第4条に定める資本的収入の額を40万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,519万円とし、資本的支出の額を829万1,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億1,612万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入には津奈木町分水料の減額を、収益的支出には消費税及び地方消費税の増額を、資本的収入には災害復旧事業債の増額を、資本的支出には営業設備費の減額と災害復旧費の増額を計上いたしております。

次に、議第25号から議第28号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市文化会館、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール及び浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第29号市道の路線廃止について、及び議第30号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの整備に伴い、国土交通省により、周辺道路の付け替え等が行われましたが、それに伴い、既設の消防本部取付線及びひばりヶ丘1号線を廃止し、新たに付替えた道路を市道ひばりヶ丘1号線及びひばりヶ丘2号線として認定するため、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第31号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第32号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、民法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第2号から議第32号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第18号から議第24号までの令和元年度各会計補正予算7件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第18号令和元年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第19号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第20号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第21号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第22号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第23号令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

○議長(岩阪雅文君) 議第24号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第18号から議第24号までの議案7件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時14分 休憩

---

午後5時58分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第18号令和元年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業費、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業費を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、財源としては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、長寿命化修繕事業外13件の追加、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務外7件の追加、家屋評価システム借上料外1件の変更を計上、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地方バス路線維持費補助金の補正の主な理由についてただしたのに対し、地方バスである産交バスと南国バスに対する補助金については、前年度10月から今年度9月末までが補助対象期間となる。実際にかかった経費、例えば、車両の老朽化による修繕費、運転手確保のための人件費が上がり、必要な補正額が増えたものであるとの答弁がありました。

また、土木課所管分の長寿命化修繕事業の繰越明許費補正について、損傷の激しかった橋梁というのは、どこの橋かとただしたのに対し、袋にある冷水橋であるとの答弁がありました。また、この橋が石橋で、特殊であるため、損傷の原因や範囲を詳細に調査する必要があるとの答弁があ

りました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ424万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,256万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款公共下水道事業費において、工事請負費の減額を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、水俣市公共下水道事業受益者負担金納付書印刷業務委託を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、汚水マンホール鉄蓋取替工事について、減額補正を行っているが、今後、工事を行う予定はないのかとただしたのに対し、令和2年度に行う予定としているとの答弁がありました。

特に討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第24号、令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を532万5,000円減額して、補正後の収益的収入の額を4億7,156万2,000円に、収益的支出の額を1,426万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億7,017万8,000円に、第4条に定める資本的収入の額を40万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,519万円とし、資本的支出の額を829万1,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億1,612万6,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入には津奈木町分水料の減額を、収益的支出には消費税及び地方消費税の増額を、資本的収入には災害復旧事業債の増額を、資本的支出には営業設備費の減額と災害復旧費の増額を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、津奈木町分水料の使用料が減少したことについてただしたのに対し、平成6年度に津奈木町小津奈木地区が湧水量の減少と鉄分過多によって地域住民への給水に苦慮していたことから、津奈木町及び町議会からの陳情があり、本市の配水管から水を分水していたが、昨年、井戸を掘ったことで、使用水量が減少した。津奈木町からは配水管の水が滞留しないよう引き続き分水をお願いしたいという回答があり、今後、費用按分も含め、それに見合う使用料や水の供給の仕方について協議していくとの答弁がありました。

特に討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。



(厚生文教委員長 谷口明弘君登壇)

○厚生文教委員長(谷口明弘君) ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第18号令和元年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、生活保護費、自立支援給付費を増額した外、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、介護予防地域づくり事業、家庭部門低炭素総合事業の追加、小中学校施設耐震化推進事業の変更を計上、債務負担行為の補正として、子育て短期支援事業委託料外11件の追加、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在の生活保護の受給者数についてただしたのに対し、昨年末で258世帯、327人の方が受給しているとの答弁がありました。

また、債務負担行為補正の小・中学校におけるQ-Uアンケートはどのようなものかとただしたのに対し、子どもたちへの学校生活に係るアンケートであり、子どもへのサポートを行うため、及び学級経営に生かしていくためのものであるとの答弁がありました。

また、スポーツキッズサポーター基金積立金が増額となっているが、その実績についてただしたのに対し、期間は年度1年間で、寄付額はふるさと納税分だけで約350万円、また地元企業からも約200万円いただいているとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,012万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,983万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費、第2款保険給付費、第8款諸支出金の減額を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産育児一時金の減少の要因についてただしたのに対し、国民健康保険の加入者における出産育児一時金について、昨年度は毎月のように支払いがあったが、今年度、現時点で2件しかなかったためであるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
次に、議第20号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,238万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定に伴う国県支出金等返還金の増額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,039万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,428万4,000円とするものである。

補正の内容としては、介護給付費見込額の変更に伴う、第2款保険給付費の減額等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第9款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス等に係る費用の減額の要因についてただしたのに対し、当初の計画よりも、要介護認定、要支援認定を受ける人が減ってきていることから、事業による予防の効果であるか、評価が必要であるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第23号令和元年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2億円増額し、補正後の収益的収入の額を75億8,719万6,000円とし、収益的支出の額を2億円増額し、補正後の収益的支出の額を75億7,891万7,000円とするものである。

また、予算第8条に定める、たな卸資産購入限度額の変更を計上している。

補正の内容としては、収益的収入については、外来収益の増額、収益的支出については、薬品費の増額を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、抗がん剤の購入に係る予算の増額とあるが、どのようながんによく使用されるのかただしたのに対し、医療センターにおいては、肺がん、皮膚がん、乳がん等への使用が増えていくとの答弁がありました。

また、使用量が増加した要因は、治療方法の変化によるものかただしたのに対し、免疫阻害薬

であるオプジーボの認知が広がったことのほか、国内で承認されている免疫阻害薬が標準治療ガイドラインに推奨をされたことから、急激に使用量が増加しているとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年2月26日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第18号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第22号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第24号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年2月26日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第18号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第19号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第20号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第21号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成
議第23号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第18号令和元年度水俣市一般会計補正予算第8号から、議第24号令和元年度水俣市水道事業

会計補正予算第4号まで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から3月9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月10日に関き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月3日正午まで、議案質疑の通告は3月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時15分 散会

令和2年3月12日

令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

質 疑

# 令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月12日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時33分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

---

○議事日程 第2号

令和2年3月12日 午前10時開議

(付託委員会)

- |     |       |  |        |
|-----|-------|--|--------|
| 第1  | 議第2号  | 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について                                      | (厚生文教) |
| 第2  | 議第3号  | 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | (総務産業) |
| 第3  | 議第4号  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第4  | 議第5号  | 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について                            | (総務産業) |
| 第5  | 議第6号  | 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                                | (総務産業) |
| 第6  | 議第7号  | 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について                          | (厚生文教) |
| 第7  | 議第8号  | 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      | (厚生文教) |
| 第8  | 議第9号  | 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について           | (厚生文教) |
| 第9  | 議第10号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について                                    | (総務産業) |
| 第10 | 議第11号 | 令和2年度水俣市一般会計予算   | (各委)   |
| 第11 | 議第12号 | 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算                                       | (厚生文教) |
| 第12 | 議第13号 | 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算  | (厚生文教) |
| 第13 | 議第14号 | 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算   | (厚生文教) |
| 第14 | 議第15号 | 令和2年度水俣市病院事業会計予算   | (厚生文教) |
| 第15 | 議第16号 | 令和2年度水俣市水道事業会計予算   | (総務産業) |
| 第16 | 議第17号 | 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算  | (総務産業) |
| 第17 | 議第25号 | 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)                                 | (総務産業) |
| 第18 | 議第26号 | 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)                                | (総務産業) |
| 第19 | 議第27号 | 指定管理者の指定について(水俣市文化会館)  | (厚生文教) |
| 第20 | 議第28号 | 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館等)                                     | (厚生文教) |
| 第21 | 議第29号 | 市道の路線廃止について  | (総務産業) |
| 第22 | 議第30号 | 市道の路線認定について  | (総務産業) |
| 第23 | 議第31号 | 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |        |

- (厚生文教)
- 第24 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第25 議第33号 令和元年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) (各委)
- 第26 議第34号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第6号) (厚生文教)
- 第27 議第35号 令和2年度水俣市一般会計補正予算 (第1号) (総務産業)
- 第28 議第36号 工事請負契約の締結について (建築主体工事) (総務産業)
- 第29 議第37号 工事請負契約の締結について (電気設備工事) (総務産業)
- 第30 議第38号 工事請負契約の締結について (機械設備工事) (総務産業)

令和2年3月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について	水俣市桜井町2-2-20 水俣病被害者・支援者連絡会 代表 上村 好男	/	議会運営委員会

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長(岩阪雅文君) ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、会議の冒頭ではございますが、今定例議会における一般質問の中止にあたり、水俣市議会を代表して、市民の皆様申し上げます。

今まさに国の内外を問わず、そして緊急事態とも言える、新型コロナウイルス感染症につきましても、議会としましても、その感染症予防に対して、最大限の注意を払っております。

そのような中で迎えた、今定例議会の一般質問は、新年度の高岡市長の施政方針を受けて、その事業や予算を審議する重要な会議であり、市民の皆様の前で執行部の市政執行に関する考えをただしていき意見交換の貴重な場でもありました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症が広がる中で、執行部におかれては「感染対策本部」を設置されるなど、その感染予防はさることながら、発生を想定した際の緊急対応等、市民の安心・安全な生活を確保するための業務、また経済対策など、様々な業務にあたられておられます。このような危機的な状況であることを、本議会においても、各会派の代表者会議や議会運



営委員会でも協議を行いました結果、執行部の業務に配慮することが、議会として最も正しい判断であると考え、苦渋の決断として一般質問を中止することとさせていただきました。市民の皆様方には深くお詫び申し上げます。

また、本来ならば、一般質問日を休会とさせていただくことを、本会議の場において、事前に申し上げなければなりませんでした。感染症予防、拡大防止、集会抑制の観点から、今回は事後報告となりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今後は、委員会等の場において、議案についてしっかりと質疑、議論をして、議決に責任をもって対処してまいります。

以上、市民の皆様には、どうかご理解いただきますようお願いいたしますとともに、今後も市民一人一人が感染症予防に十分努められ、この危機を乗り切っていけますよう、併せてお願い申し上げます。

---

○議長（岩阪雅文君） それでは、日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算3件、及び、議決案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、議会運営委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（岩阪雅文君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第1 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第2 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第3号水俣市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第3、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第4、議第5号水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第5、議第6号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第6、議第7号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第7、議第8号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第8、議第9号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第9、議第10号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算

○議長(岩阪雅文君) 日程第10、議第11号令和2年度一般会計予算を議題とします。

暫時休憩します。

午前9時8分 休憩

---

午前9時8分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

日程第10、議第11号令和2年度一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑にあたっては、一般会計予算書のページを明示し、具体的にお願ひします。

それでは予算書49ページから51ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

51ページから78ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

78ページから95ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

95ページから114ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

114ページから129ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

129ページから136ページまで、第6款商工費については、高岡朱美議員から質疑の通告がありますので、これを許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。議第11号令和2年度一般会計予算131ページの第6款第3項第13節道の駅・海の駅整備に係る実施設計業務委託料他について、たいへん市民の関心があるところと思われまますので、この場にて質問させていただきます。この実施設計については、どのようなコンセプトに基づいて委託する御計画なのでしょうか。1点です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 道の駅・海の駅整備にかかるコンセプトの御質疑だと思います。

コンセプトといたしましては、幅広い人に利用していただけるような交流拠点として位置付ける施設としたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 再質問させていただきます。この計画についての費用対効果の分析については、今

まで行っておられるのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） まだ、今プロデュース委託を実施中でございますので、費用対効果については、まだきちつとは出ておりません。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今のお答えについては、プロデュース委託する中にそれも含まれているというふう  
に考えていいのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） はい、費用対効果も含まれております。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

136ページから151ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

152ページから155ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

155ページから181ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

182ページから183ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑  
はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わります。

次に、歳入について質疑を行います。

13ページから18ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配  
当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款環境性能割交付  
金、第8款地方特例交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

19ページから23ページまで、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担

金及び負担金、第12款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

24ページから34ページまで、第13款国庫支出金、第14款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

34ページから48ページまで、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について、高岡朱美議員から質疑の通告がありましたので、これを許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。財政全般について、財政課にお尋ねいたします。

1点目は、今後5年間の実質公債費比率がどのように推移するかお尋ねいたします。2点目、財政調整基金についてお伺いします。平成29年から令和2年までの取り崩し額及び残高の推移はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長(岩阪雅文君) 堀内総務企画部長。

○総務企画部長(堀内敏彦君) 高岡議員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の今後5年間の実質公債費比率の推移についてでございます。現在の標準財政規模を基に現時点において起債を活用して実施が見込まれる事業で仮に算定しますと、令和元年度が11.4%、令和2年度が12.1%、令和3年度が13.2%、令和4年度が14.3%、令和5年度が15.4%と推移していくものと見込んでおります。

次に2点目につきましては、財政調整基金の取り崩し額と財政調整基金の残高の推移ということだったかと思えます。まず取り崩し額につきましては、平成29年から令和2年までの財政調整基金の取り崩し額の推移は平成29年度が4億円、30年度が8億5,000万円、令和元年度は予算ベースで7億1,936万5,000円の見込み、令和2年度も予算ベースで2億65万4,000円の見込みとなっております。また、財政調整基金の残高の推移については、平成29年度末が20億2,877万1,000円、平成30年度末が11億8,951万2,000円、令和元年度末が予算どおりに繰り入れを行ったとして5億3,087万1,000円の見込み、令和2年度末も同じく予算どおりに繰り入れを行ったとして3億3,047万6,000円の見込みでございます。以上です。

○議長(岩阪雅文君) 高岡朱美議員。

○高岡朱美君　すぐ、お答えになられると思いますので、1点だけ再質問させていただきます。実質公債費比率のところですけれども、一般的に起債をするにあたって、総務省の許可が必要になるのは何%からでしょうか。

○議長（岩阪雅文君）　休憩します。

午前10時20分　休憩

---

午前10時21分　開議

○議長（岩阪雅文君）　再開します。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君）　高岡議員の2点目の質問にお答えいたします。

まず、実質公債費比率が18%以上になりますと、地方債の発行の際に許可権者である熊本県知事の許可が必要となるということでございます。総務省の許可ではございません。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君）　質疑なしと認めます。

これで議第11号、令和2年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（岩阪雅文君）　日程第11、議第12号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君）　質疑なしと認めます。

---

#### 日程第12 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩阪雅文君）　日程第12、議第13号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君）　質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第13、議第14号令和2年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第15号 令和2年度水俣市病院事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第14、議第15号令和2年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第16号 令和2年度水俣市水道事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、議第16号令和2年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時24分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

日程第16、議第17号令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第18 議第26号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）



日程第19 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

日程第20 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議第25号指定管理者の指定についてから、日程第20、議第28号指定管理者の指定についてまで、4件を一括して議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第21 議第29号 市道の路線廃止について

日程第22 議第30号 市道の路線認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第21、議第29号市道の路線廃止について及び日程第22、議第30号市道の路線認定について、以上2件を一括して議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第23 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第23、議第31号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第24 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第24、議第32号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第25 議第33号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第26 議第34号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第6号）

日程第27 議第35号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第28 議第36号 工事請負契約の締結について（建築主体工事）

日程第29 議第37号 工事請負契約の締結について（電気設備工事）

日程第30 議第38号 工事請負契約の締結について（機械設備工事）

○議長（岩阪雅文君） 日程第25、議第33号令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）についてから、日程第30、議第38号工事請負契約の締結について（機械設備工事）、以上6件を一括して議題とします。

### 議第33号

#### 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,822,324千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,407,248	32,381	2,439,629
	2 国庫補助金	565,435	32,381	597,816
18 繰入金		812,925	53	812,978
	1 基金繰入金	794,268	53	794,321
21 市債		2,297,100	31,100	2,328,200
	1 市債	2,297,100	31,100	2,328,200
補正されなかった款に係る額		11,241,517		11,241,517
歳入合計		16,758,790	63,534	16,822,324

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,750,500	918	5,751,418
	2 児童福祉費	1,948,590	918	1,949,508
9 教育費		1,594,269	62,616	1,656,885
	1 教育総務費	879,817	62,616	942,433
補正されなかった款に係る額		9,414,021		9,414,021
歳出合計		16,758,790	63,534	16,822,324

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地方創生推進交付金事業	千円 2,338
3 民生費	2 児童福祉費	こどもネットワーク事業	1,100
9 教育費	1 教育総務費	公立学校情報通信ネットワーク 環境施設整備事業	62,616

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円  31,100	証書借入又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金等 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率。）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
計	31,100			

### 議第34号

#### 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第6号）

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年3月12日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事業計画策定事業	千円 1,078

### 議第35号

#### 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,112,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年3月12日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		684,505	20,100	704,605
	1 基金繰入金	574,422	20,100	594,522
補正されなかった款に係る額		16,407,745		16,407,745
歳入合計		17,092,250	20,100	17,112,350

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6 商工費		635,169	20,100	655,269
	2 総合経済対策費	449,494	20,100	469,594
補正されなかった款に係る額		16,457,081		16,457,081
歳出合計		17,092,250	20,100	17,112,350

第2表 債務負担行為

追加

事	項	期間	限度額
金融円滑化特別資金融資利子補給金 （経済観光課）		自 令和3年度 至 令和5年度	千円 融資に対する利子補給額に同じ

## 議第36号

## 工事請負契約の締結について

水俣市新庁舎建設工事（建築主体工事）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年3月12日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名 水俣市新庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 工事内容 建築主体工事：コンクリート工事、鉄筋工事、鉄骨工事、外一式  
その他：外構工事、サイン工事、昇降機設備工事
- 3 工事場所 水俣市陣内1丁目1番1号地内
- 4 契約金額 2,512,400,000円
- 5 契約の相手方 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号  
西松・坂田・坂口特定建設工事共同企業体  
代表者 西松建設株式会社九州支社  
執行役員支社長 吉田 卓生

（提案理由）

水俣市新庁舎建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第37号

## 工事請負契約の締結について

水俣市新庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年3月12日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 水俣市新庁舎建設工事（電気設備工事）
- 2 工 事 内 容 電気設備工事：電灯設備工事、動力設備工事、発電設備工事、外一式
- 3 工 事 場 所 水俣市陣内1丁目1番1号地内
- 4 契 約 金 額 638,000,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市古賀町二丁目5番29号  
飯塚・太陽・興南建設工事共同企業体  
代表者 飯塚電機工業株式会社水俣営業所  
所長 松尾 知徳

（提案理由）

水俣市新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第38号

### 工事請負契約の締結について

水俣市新庁舎建設工事（機械設備工事）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年3月12日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 水俣市新庁舎建設工事（機械設備工事）
- 2 工 事 内 容 機械設備工事：空調設備工事、換気設備工事、給水設備工事、外一式
- 3 工 事 場 所 水俣市陣内1丁目1番1号地内
- 4 契 約 金 額 583,000,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市初野365番2  
九電工・立尾・田中建設工事共同企業体  
代表者 株式会社九電工水俣営業所  
所長 桑迫 守

（提案理由）

水俣市新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第33号令和元年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,353万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ168億2,232万4,000円とするものであります。補正の内容といたしましては、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第9款教育費に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業ほか2件の追加を計上、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業の追加を計上いたしております。

次に、議第34号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第6号について申し上げます。

補正の内容といたしましては、繰越明許費として、介護保険事業計画策定事業を計上いたしております。

次に、議第35号令和2年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,010万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ171億1,235万円とするものであります。補正の内容といたしましては、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第17款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正としまして、金融円滑化特別資金融資利子補給金の追加を計上いたしております。

次に、議第36号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎建設工事、建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年2月18日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額25億1,240万円で西松・坂田・坂口特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第37号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎建設工事、電気設備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年2月18日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額6億3,800万円で飯塚・太陽・興南建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第38号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎建設工事、機械設備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年2月18日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額5億8,300万円で九電工・立尾・田中建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第33号から議第38号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

---

午前10時31分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第33号令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）についてから、議第38号工事請負契約の締結について（機械設備工事）まで、以上6件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第38号までの議案30件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時33分 散会

令和2年3月19日

令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

表 決



# 令和2年3月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月19日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後0時13分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

---

○議事日程 第3号

令和2年3月19日 午前10時開議

- 第1 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について
- 第2 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算
- 第11 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第12 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第14 議第15号 令和2年度水俣市病院事業会計予算
- 第15 議第16号 令和2年度水俣市水道事業会計予算
- 第16 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第17 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第18 議第26号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第19 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第20 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）
- 第21 議第29号 市道の路線廃止について
- 第22 議第30号 市道の路線認定について
- 第23 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第33号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第26 議第34号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第6号）

- 第27 議第35号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第28 議第36号 工事請負契約の締結について（建築主体工事）
- 第29 議第37号 工事請負契約の締結について（電気設備工事）
- 第30 議第38号 工事請負契約の締結について（機械設備工事）
- 第31 陳第4号 介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 第32 陳第1号 水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について
- 第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第34 意見第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について
- 第35 意見第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について
- 第36 議第39号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時00分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会から意見書案1件、条例案1件、厚生文教委員会から意見書案1件、松本和幸議員外9人から条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和元年度の公営企業会計の定期監査、並びに令和元年12月分の一般会計、特別会計等、及び令和2年1月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 
- 日程第1 議第2号 環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について
  - 日程第2 議第3号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第3 議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第4 議第5号 水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第5 議第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第6 議第7号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第7 議第8号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第8 議第9号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第9 議第10号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第10 議第11号 令和2年度水俣市一般会計予算
  - 日程第11 議第12号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
  - 日程第12 議第13号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第13 議第14号 令和2年度水俣市介護保険特別会計予算
  - 日程第14 議第15号 令和2年度水俣市病院事業会計予算
  - 日程第15 議第16号 令和2年度水俣市水道事業会計予算
  - 日程第16 議第17号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算

- 日程第17 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第18 議第26号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第19 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第20 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館等）
- 日程第21 議第29号 市道の路線廃止について
- 日程第22 議第30号 市道の路線認定について
- 日程第23 議第31号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第32号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第33号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第26 議第34号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第27 議第35号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議第36号 工事請負契約の締結について（建築主体工事）
- 日程第29 議第37号 工事請負契約の締結について（電気設備工事）
- 日程第30 議第38号 工事請負契約の締結について（機械設備工事）
- 日程第31 陳第4号 介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について
- 日程第32 陳第1号 水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定についてから、日程第32、陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情についてまで、32件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される非常勤職員の補償基礎額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、先に制定した条例に不備があったため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の納期分割による端数計算について、各納期の税額の平準化を図るため、地方税法第20条の4の2第6項ただし書に基づき、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、法定利率の改正の具体的内容についてただしたのに対し、不正の行為により、入居した者に対する住宅の明け渡し請求時の損害賠償にかかわる法定利率になるが、民法の改正に伴い、5%から3%に変更になったため、条例も併せて、改正を行うとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号令和2年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主な内容としては、第2款総務費に、市庁舎建替事業費、地方バス路線維持対策事業費、公益法人等助成事業費、ふるさと大好き寄附金事業費、第5款農林水産業費に、漁港施設維持管理費、市町村営林道開設事業費、中山間地域等直接支払事業費、市有林造林事業費、森林環境保全整備事業費、中山間地域総合整備事業費、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業費、

商工業資金貸付・出資事業費、道の駅・海の駅整備事業費、観光振興団体等助成事業費、商工会議所事業費補助金、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、公営住宅整備事業費、牧ノ内・大迫線道路改良事業費、築地・丸島町線補修事業費、市内一円市道維持補修費、公共施設等適正管理推進事業費、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団関係経費、消防防災施設整備事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

なお、債務負担行為として、基幹系システム更新事業等を計上、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防火水槽の設置工事について、令和2年度は、薄原地区と石飛地区の2地区に新設予定とのことだが、設置に至る経緯をただしたのに対し、防火水槽については、地域住民や消防団からの要望により、設置を行っている。薄原地区については、既存の防火水槽はあるが、老朽化による水漏れがあり、また、石飛地区については、水利がないため、新設予定であるとの答弁がありました。

さらに、他地区への今後の設置予定についてただしたのに対し、現時点では、要望はなく、設置予定はないとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊支援事業について、前年度に比べ、今年度予算が大きく減額になっており、今後の事業の方向性をただしたのに対し、当初予算の時点では、協力隊に係る経費を計上してはいないが、これまでおられた2名の協力隊員の任用期間が切れ、現在、成果や課題等の見直しを行っているところであり、今後、必要に応じて、予算要求をしていきたいとの答弁がありました。

また、環境保全型農業推進事業について、現在、取り組んでおられる団体、人数をただしたのに対し、サラたまちゃん、果樹、お茶を含めて、6団体、28人であるとの答弁がありました。

さらに、交付金予算の増額の理由をただしたのに対し、国の制度が見直されて、面積あたりの交付単価が上昇したことに伴うものであるとの答弁がありました。

また、収納手数料のうち、窓口収納手数料予算の審議に際して、幾つかの金融機関から1件あたりの金額の増額要求の申し出があったとの説明に対し、住民生活への影響がでないよう、今後、慎重に検討をお願いしたいとの、委員からの要望がありました。

本議案については、討論があり、道の駅・海の駅整備事業費の予算について、議案に賛成できるだけの十分な情報がなく、現在、情報収集を行っており、今の段階では、賛成しかねるとの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号令和2年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,703万6,000円、収益的支出に3億7,674万9,000円、資本的収入に1億7,382

万5,000円、資本的支出に4億3,043万2,000円を計上している。

収益的収入の主な内容としては、営業収益、営業外収益を計上しており、収益的支出の主な内容としては、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を計上している。

資本的収入の主な内容としては、企業債、繰入金、負担金、補助金、固定資産売却代金を計上している。

資本的支出の主な内容としては、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金等を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に11億6,937万5,000円、収益的支出に11億6,937万5,000円、資本的収入に1億7,411万2,000円、資本的支出に5億5,642万5,000円を計上している。

収益的収入の主な内容としては、営業収益、営業外収益を計上している。

収益的支出の主な内容としては、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を計上している。

資本的収入の主な内容としては、企業債、補助金等を計上している。

資本的支出の主な内容としては、ポンプ場などの施設整備事業、管路の整備事業等の建設改良費及び企業債償還金等を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号及び議第26号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

以上2件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号市道の路線廃止について及び議第30号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの整備に関し、国土交通省により、周辺道路の付替え等が行われたことに伴い、既設の消防本部取付線及びひばりヶ丘1号線を廃止し、



新たに付替えた道路を市道ひばりヶ丘1号線及びひばりヶ丘2号線として認定するため、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであるとの説明を受けました。

以上2件については、特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号令和元年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、繰越明許費として、地方創生推進交付金事業を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号令和2年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,010万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ171億1,235万円とするものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上している。

なお、財源としては、第17款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、金融円滑化特別資金融資利子補給金の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、従業員の雇用継続支援を目的に新設された補助金について、対象範囲と取り組み内容をただしたのに対し、対象範囲は、飲食業や宿泊業を想定しているが、交通機関、観光業、農林水産業等、多方面に少しずつ影響がではじめており、補助金額等も含め、詳細を現在、検討中であるとの答弁がありました。

特に討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第36号から38号まで、工事請負契約の締結3件について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎の建設工事に関して、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3件の請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

いずれも、令和2年2月18日に条件付一般競争入札を実施し、建築主体工事については、契約金額25億1,240万円で、西松・坂田・坂口特定建設工事共同企業体と、電気設備工事については、契約金額6億3,800万円で、飯塚・太陽・興南建設工事共同企業体と、機械設備工事については、契約金額5億8,300万円で、九電工・立尾・田中建設工事共同企業体と、それぞれ、令和2年2月25日に仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、3件の工事の中で、結果的に1社入札となったものがあつたが、やり直しを行わず、そのまま1社で、入札を行った理由をただしたのに対し、今回の入札、発注にあつては、工種ごとに3件の契約に分けて、それぞれについて特定工事共同企業体の結成等を条件として一般競争入札を行った。

結果的に、建築主体工事については2社、電気設備工事と機械設備工事については1社の共同企業体の参加であつた。

条件付き一般競争入札の実施にあつては、共同企業体の結成条件、工事概要等について、全ての企業にその条件を開示しており、各社における参加検討の過程で、公正な競争が確保されているという認識のもと、入札を行ったとの答弁がありました。

以上3件については、特に討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、環境水俣賞顕彰を事業終了するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、環境の再生、保全、創造等に関する活動の育成、調査研究の振興に資するという条例の目的は、今後アカデミアに引き継がれるということかとただしたのに対し、条例の目的と環境アカデミアの理念は同様であるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができることとされたため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による基準府令の改正に伴い、関係規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定されている放課後児童支援員に係る経過措置を延長するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例は認定資格を有する児童支援員の配置基準の緩和措置を延長するものであるが、現在の配置基準についてただしたのに対し、1学童につき2名以上であるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号令和2年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理、し尿処理に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業費、予防接種事業費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・体育施設・文化会館・図書館などの管理運営経費、スクールバス運行事業費、文化会館整備事業費、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

なお、繰越明許費として、文化会館整備事業外1件を計上、債務負担行為として、一小ふれあい学童クラブ管理委託料外3件を計上、地方債として、過疎対策事業債外1件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公立小中学校ICT整備事業が今年度から大幅に減額になっている要因についてただしたのに対し、小中学校の先生方が使う校務用パソコンの更新作業が今年度で終了したこと等によるものであるとの答弁がありました。

また、成人式が毎年1月の第2日曜日に開催されているが、県内では1月の三が日やお盆に開催している自治体もあるが、どのように考えているかとただしたのに対し、現時点で、対象者の

約8割に参加いただいている。さらに成人式に参加された方々、次年度に成人を迎える方々にアンケート調査を行っているが、開催時期について変更してほしいという意見は少ない。しかし、成人年齢の引き下げで、対象者が18歳となった場合、開催年齢と日程は検討すべき課題であり、今後の成人式の実施方法の全体的な議論の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、グリーンスポーツの整備のために申請を予定している「癒しの森支援事業」についてただしたのに対し、県の補助率100%の事業である。現時点で来年度の事業として認定されるかは未定であるが、認定されれば、水道やトイレの水廻りを200万円ほどの費用で整備する予定であるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億7,496万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、県が今年2月に2020年度の県内45市町村の国民健康保険料の目安を公表したが、本市における状況についてただしたのに対し、県の公表では本市の金額は増額となるとの目安であったが、市としては繰越金や基金があるため、現時点で増額する予定はないとの答弁がありました。

また、歳入の保険給付費等交付金が約3億6,000万円の減額となっている要因についてただしたのに対し、国保加入者の減少による普通交付金の減額によるものであるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,772万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号令和2年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ37億1,761万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款 県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入において、介護保険料の第1号被保険料が前年度比896万2,000円の増となっているが、その要因についてただしたのに対し、第1号被保険者は65歳以上であるが、高齢化により被保険者が増加していることが要因であるとの答弁がありました。

また、施設入所の待機者の状況についてただしたのに対し、来年度の介護保険事業計画の策定に向け、県が特別養護老人ホームの入所申込者状況調査を行ったが、その結果、介護度や緊急度等の状況から早急な対応が必要と考えられる方は20数名であった。こうした方々には、ケアマネージャーがケアプランを作成し、小規模多機能の他、各種サービスを利用いただきながら、関係機関が連携し、支援しているとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号令和2年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に78億8,261万8,000円、収益的支出に78億7,168万5,000円、資本的収入に11億4,010万6,000円、資本的支出に15億9,867万2,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的収入の主な内容については、企業債、固定資産売却代金、補助金、負担金、繰入金等を計上している。

資本的支出の主な内容については、総合情報システム等の固定資産購入費、企業債償還金及び公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、資本的収入における建設企業債の医療機械器具等整備事業の内容についてただしたのに対し、機器の更新や新規購入をあわせて54件を予定している。このうち、2,000万円以上かかるものが、電子カルテの電算システム9億9,000万円、手術用の顕微鏡システム2,600万円であ

るとの答弁がありました。

また、収益的支出における減価償却費の償却年数についてただしたのに対し、機器は5年、車両は軽自動車は4年、普通自動車は5年、建物が39年との答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定期間が以前の3年から現在の5年となった経緯についてただしたのに対し、指定管理者制度を導入した当時は3年間であったが、指定期間の中で、事業効果の高い自主文化事業計画を策定したうえで運営いただきたいこと、また音響設備等の専門家を雇用配置する必要があり、短期間では確保が難しいとの意見があったことから、最終的に5年間に変更した。なお、5年間での指定は今回で2回目であるとの答弁がありました。

また、指定管理候補者選定委員について、外部からの中立な立場の委員を選定すべきであるとの意見がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立総合体育館本館、石坂川体育館、深川体育館、旧第三中学校体育館、旧第三中学校運動場、浜公園児童プール及び浜公園運動場、城山公園庭球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、民法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号令和元年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第9款教育費に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業外1件の追加を計上、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、放課後児童健全育成事業委託料の内容についてただしたのに対し、学童保育は、通常、夕方から開設するが、小学校が休校となったことに伴い、朝から夕方までの時間も開設する必要があり、開設時間の延長分に対する委託料であるとの答弁がありました。

また、開設時間が長時間となることによる支援員の確保の状況についてただしたのに対し、もともと春休みから予定していたため、なんとか対応できている学童や、朝、夕の時間を短縮しながら、対応できる時間で開設している学童もあるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第6号について申し上げます。

補正の内容としては、繰越明許費として、介護保険事業計画策定事業を計上しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、令和元年11月に提出され継続審査となっておりました、陳第4号介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、介護現場での労働環境の改善、介護報酬の引き上げというのは喫緊の課題であるとの意見や、本市の雇用状況を産業別にみると、50%以上が医療福祉関係と働く人は多いが、それでも経営者においては従事者の確保が難しい状況にあるため、意見書をあげることに賛成であるなどの意見があり、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議会運営委員長松本和幸議員。

（議会運営委員長 松本和幸議員登壇）

○議会運営委員長（松本和幸君） 付託を受けた陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を

許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について、委員会についての審査の経過並びに結果についてご報告します。

本陳情については、「委員会は公開するという現在の条例を改正する必要はない。」、「改正すると恣意的な判断をする可能性がある。」と陳情に賛同する意見と、「慣例的に行われてきた委員長の裁量を明文化したうえで、できる限り公開していく。」という考え方に変わりはなく、すでに議員提案として議案が提出されていることもあり、陳情趣旨に賛同しえないという意見がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長の裁決により、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年3月16日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第3号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	令和2年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	賛成多数
議第16号	令和2年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第17号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第26号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第29号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第30号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第33号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原案可決	全員賛成
議第35号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第36号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第37号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第38号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報



告します。

令和2年3月13日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第2号	環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	令和2年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第12号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第13号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第14号	令和2年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第15号	令和2年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第27号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議第28号	指定管理者の指定について	原案可決	全員賛成
議題31号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議題32号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議題33号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原案可決	全員賛成
議題34号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第6号）	原案可決	全員賛成
陳第4号	介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について	採 択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年3月17日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
陳第1号	水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について	不採択	可否同数 (委員長裁決)

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 岩村龍男総務産業委員長に質問をいたします。

ただ今の委員長報告では、議第11号令和2年度水俣市一般会計予算の中で、道の駅・海の駅整備事業費の予算について、議案に賛成できるだけの十分な情報がなく、現在情報収集を行っており、今の段階では賛成しかねるとのことで反対討論があり、採決の至ったとのことですが、そのこと以外に反対の討論というのはなかったのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 岩村総務産業委員長

○総務産業委員長（岩村龍男君） 委員会の中では、ほかにはありませんでした。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第11号については、藤本壽子議員から、陳第1号については、平岡朱議員、高岡朱美議員、田中睦議員及び藤本壽子議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、議第11号についての討論を行います。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

議第11号令和2年度水俣市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

一般会計予算中、産業建設部経済観光課の予算中、商工費、事業名水俣川河口臨海部振興構想事業工事請負費15節、3億2,000万余りでございますが、従前から主張しておりますよう、まずもって、住民への説明が不足していると思っております。本年です。令和2年1月10日に市民より審査庁国土交通大臣に対し、補正書が提出されております。審査請求の趣旨は、熊本県指令第16号で許可した公有水面埋立処分について、提出の理由は、公有水面埋立予定地の環境に与える影響についての認識や重要性が軽視され問題がある。公有水面埋立の許可処分の取り消しを求めるという内容です。

その理由1、埋立予定地は、チッソ株式会社が、水銀その他の有害物を含む工場排水を隣接する八幡残渣プールに排出し、汚水が流れ出し、水俣病患者が不知火海北部、津奈木、芦北、女島に拡大したとされる重要な場所であるにもかかわらず、水俣市、熊本県は、その影響を軽視し、ボーリング調査による底質の採取を行っておらず、溶質試験のみで含有量調査を行っていない。

理由2、埋立予定地は、不知火海や水俣及び近隣の漁業、水産業にとって、重要な干潟を含む水域であるにもかかわらず、その重要性が軽視され、生物多様性や海底湧水の有無など十分な環

境調査が行われていない。埋立予定地に隣接する八幡残渣プール周辺の水質試験は行われているが、残渣プールの水銀をはじめ、重金属の含有調査は行われておらず、日奈久断層など地震が起きた場合の護岸の崩壊、液状化現象などの影響を軽視している。ひとたび、地震が発生すると残渣プール内の有害物質が流出する恐れがあり、含有量調査は事前に行って対策を講じておくべきである。さらに、水俣市は埋め立てによる事業の目的に地域経済の活性化、水産業や産業振興をあげているが、水俣に残された数少ない干潟の重要性や河川河口流域の生物多様性などを犠牲にした産業振興、経済活性化計画ではないのか。埋め立てを終了した後、本当に企業誘致が実現し、産業振興につながるか疑問が残る。また、34億円を超える投資を行って、本当に企業誘致が行われ、費用対効果があるのかについても、十分な説明がされていない。国の補助が一部あるとしても大半は水俣市民の血税であり、今後の資産運用にかなり影響が予測され、多くの市民の合意が必要である。また、共同漁業権を放棄し、漁場と重要な生物多様性のある干潟をつぶし、臨海部に干潟ゾーン、藻場ゾーンを新たに造成するということであるが、現在よりどれくらい水産業に効果があるのか具体的に明らかにするべきであると記述されています。

私は、これら市民の審査請求の中身について、水俣市は水俣市自身の説明をきちんと行うべきであると思っています。

そしてまた、重要なこととして水俣市の財政はひっ迫しています。今議会においても、財政調整基金などがどのような状況であるかという報告がございましたが、いまや、枯渇している状況が目の前に見えているのではないのでしょうか。

私はこのような財政状況の中で、令和2年度水俣市一般会計予算を認めることはできません。この臨海事業にかかる予算については認めることができませんので反対であります。

以上討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第1号についての討論を行います。

まず、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情についてに賛成の立場から討論いたします。

議員必携の第1章条例案の審議には、提出された条例案が、住民が賛成するものであるかどうかを十分に検討して判断しなければならないとあります。今議会に提出されている委員会条例の改正については、現にこのように市民から反対の声があがっています。拙速な条例改正は避け、まずは立ち止まり、本陳情を含めたさらなる議論が必要だと考えます。

本陳情については、改めて賛成です。議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして、討論を終わ

ります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

同じく、陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情書に賛成の立場から討論を行います。

本陳情は、以下4つの理由から委員会の傍聴に委員長の許可権限を付すことに反対を訴えておられます。①、現行の条例を変える理由が明らかではない。②、4年もかけて議論し、制定された現行条例は開かれた議会を目指す議会として、他自治体に先駆けた内容で誇るべきものである。③、選ばれた議員は、自らの発言が一市民の発言とは違い、社会的責任を持ち、広く公開されなければならないという自覚を持つことが求められている。④、人口減少に歯止めがかからず、地域経済や地域振興に対する市民の不安と動揺が広がっている中、行政や市議会は広く市民の声を集め、地域振興と発展を目指さなければならない。このいずれの理由にも、全く同感であり、議会はこの見識ある市民の声にしっかり耳を傾け、その期待に応えるべきです。この声こそが、市民の多数の声であることを確信しております。

多くの議員が、賛成の意を示されることを切に願い、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、田中睦議員。

○田中 睦君 無限21の田中睦です。

委員会条例の改正を行わないことを求める陳情に賛成する立場で討論に参加します。

現行条例は、委員会は議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴することができるというものを、4年間の議論を経て、2003年に全会一致で、委員会はこれを公開すると改正されたものです。それが今回17年前のように変えられようとしています。それに対して、大きな疑問と懸念を持つ皆さんが、現行条例を変えないでほしいと陳情書を提出されました。委員長の許可を得たものが傍聴できると条文化すれば、委員長の恣意的運用が可能となってしまいます。いくら、恣意的、独断などがないようチェックすると言っても、条文に許可という言葉がある限り、恣意的に傍聴を認めないことが可能になるわけです。議会の最高規範である水俣市議会基本条例にうたっている市民に開かれた議会を目指すという当たり前ですが、崇高な理念を、今、後退させるようなことがあってはならないと思います。

陳情書にあるように、行政と議会は、市民の声を聞きながら、市民とともに市の発展を目指すべきであって、市民を排除するような傍聴制限を可能にする条例の改定を行わない陳情に賛同して、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

陳情の趣旨にある、先進的な条例をなぜ他市と同じにしなければならないのか、理由が全く不明確であります。他自治体の先駆けとして誇るべきものであり、情報公開を原則とする議会制民主主義の徹底のために、今こそ求められるものである。後退させてはならないという陳情者の陳情理由に賛同するところであります。また、この間、議会運営委員会での提案者との議論がある中、多くの市民の声が届いています。1、議会運営上、委員会でなにか不都合な問題が起こったのか、具体的に聞いていません。市議会の活性化の観点から、大変憂慮しています。議会においてもいろいろ努力されているようだが、議会報告会なども人間が少なくなり、議会活性化になっているのでしょうか。この改正は、ますます、議会離れを助長することになると思います。2、条例改正は、大きな問題である。幅広い観点から議論がなされ、今回も全員異議なしの結論を出すべきであります。3、水俣市議会委員会条例第19条第1項は、水俣病を経験した水俣が他自治体の先駆けとして誇るべき条項だと思う。市民の知る権利、行政、議会に参加する権利に沿うものであります。水俣市議会委員会条例第19条第1項の改正に私は反対です。これらの御意見とともに激しい憤りを感じるという意見もお聞きいたしました。議長あての葉書を出したという市民の声もお聞きしております。さて、陳情者は、水俣病の被害を受けられ、今もなお、病苦の中にある諸団体の方々とお察しいたします。この水俣病の歴史の中で、多くの情報が開示されなかったり、黙認されてきた。そのことによる被害の拡大は、水俣市の甚大な被害へと結びついていったのではないのでしょうか。水俣市議会が、なぜ、他市に先駆け、公開を前面に打ち出す意味があるのか。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。討論から外れないようお願いいたします。

○藤本壽子君 私は陳情者の皆さんの心情をなにより受け止めたいと思います。そして、陳情にあるよう、水俣は人口減少に歯止めがかからず、地域経済や地域振興に対する市民の不安と動揺が広がっています。このような時だからこそ、行政や市議会は、広く市民の声を集め、その声に真摯に向き合い、水俣市の地域振興と発展を目指さなければならない。

私は、この陳情者の趣旨に賛同し、陳情に賛成をいたします。市議会の皆様の心からの御賛同をお願いしたく、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第2号環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定についてから、議第10号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまで、9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第11号令和2年度水俣市一般会計予算についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(岩阪雅文君) 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第12号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から、議第38号工事請負契約の締結について(機械設備工事)についてまで、20件を一括して採決します。

本20件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本20件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本20件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、陳第4号介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第1号水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

#### 総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

#### 厚生文教委員会

- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第33、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

#### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年3月16日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

#### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年3月13日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民(山間部含む)の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

#### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年3月17日

議会運営委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため



日程第34 意見第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について

日程第35 意見第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第34、意見第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について及び、日程第35、意見第2号介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書についてを議題とします。

## 意見第1号

### 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

提出者  
議会運営委員会  
委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様  
(別紙)

#### 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

新型コロナウイルスについては、世界保健機関において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され、国際的な脅威となっている。熊本県においても患者が確認される等、予断を許さない状況にある。

このような中、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民への感染予防に関する情報発信として、広報誌や広報車による緊急広報、防災無線による予防啓発、市内関係者からの情報収集や問い合わせへの対応、発生した場合の緊急対応等、安全で安心な市民生活を確保するための様々な対策を講じている。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、感染経路の特定が困難であること、また無症状病原体保有者の存在が確認されていることなどから、今後さらに感染が拡大することも想定され、時間が経過する中、市民生活や経済、教育等に及ぼす影響は日々深刻さを増してきている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、早急に国の責任において下記の具体的対策にあたられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 地方自治体における医療及び感染予防体制への支援
- 2 ワクチンや治療薬、検査機能の開発促進など
- 3 感染予防、迅速かつ的確な情報提供、リスクコミュニケーションの徹底
- 4 観光業及び飲食業、中小零細企業等への支援
- 5 マスクや消毒液等の緊急備蓄品を確保すること
- 6 子育て世代へのきめ細やかな対応と経済的影響に対する財政支援

令和2年3月19日

水俣市議会

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山東昭子様  
内閣総理大臣 安倍晋三様  
総務大臣 高市早苗様  
法務大臣 森まさこ様  
外務大臣 茂木敏允様

財務大臣 麻生太郎様  
厚生労働大臣 加藤勝信様  
経済産業大臣 梶山弘志様  
国土交通大臣 赤羽一嘉様  
内閣官房長官 菅義偉様

## 意見第2号

### 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

提出者  
厚生文教常任委員会  
委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様  
(別紙)

### 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みが進められていない。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いている。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善が進まなければ、ゆくゆくは今と同じ状況になるであろうことは想像にかたくない。こうした現状を改善するためには、「人員配置基準」の引き上げは必要不可欠である。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となる。同時に、水準の引き上げには介護報酬の引き上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望する。

#### 記

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目の保障をするため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
総務大臣 高市早苗様  
財務大臣 麻生太郎様  
厚生労働大臣 加藤勝信様  
衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山東昭子様

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

初めに、意見第1号について、議会運営委員長松本和幸議員。

（議会運営委員長 松本和幸議員登壇）

○議会運営委員長（松本和幸君） 意見第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

新型コロナウイルスについては、世界保健機関において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され、国際的な脅威となっている。熊本県においても患者が確認される等、予断を許さない状況にある。

このような中、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民への感染予防に関する情報発信として、広報誌や広報車による緊急広報、防災無線による予防啓発、市内関係者からの情報収集や問い合わせへの対応、発生した場合の緊急対応等、安全で安心な市民生活を確保するための様々な対策を講じている。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、感染経路の特定が困難であること、また無症状病原体保有者の存在が確認されていることなどから、今後さらに感染が拡大することも想定され、時間が経過する中、市民生活や経済、教育等に及ぼす影響は日々深刻さを増してきている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、早急に国の責任において下記の具体的対策にあたられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 1 地方自治体における医療及び感染予防体制への支援。
- 2 ワクチンや治療薬、検査機能の開発促進など。
- 3 感染予防、迅速かつ的確な情報提供、リスクコミュニケーションの徹底。
- 4 観光業及び飲食業、中小零細企業等への支援。
- 5 マスクや消毒液等の緊急備蓄品を確保すること。
- 6 子育て世代へのきめ細やかな対応と経済的影響に対する財政支援。

以上、全会一致の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第2号について、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定さ

れた「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みが進められていない。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いている。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善が進まなければ、ゆくゆくは今と同じ状況になるであろうことは想像にかたくない。こうした現状を改善するためには、「人員配置基準」の引き上げは必要不可欠である。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となる。同時に、水準の引き上げには介護報酬の引き上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望する。

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目の保障をするため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長及び厚生文教委員長から提案理由の説明がありました、意見書案2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について及び意見第2号介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書についてを一括して採決します。

本2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第36 議第39号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第36、議第39号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

---

#### 議第39号

##### 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日

提出者  
議会運営委員会  
委員長 松本和幸

##### 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例(昭和46年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務産業の項所管事項の欄中「7 水道局の所管事項」を「7 上下水道局の所管事項」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (提案理由)

令和2年4月1日から水道局と下水道課(産業建設部)の組織が統合され上下水道局となることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長松本和幸議員。

（議会運営委員長 松本和幸君登壇）

○議会運営委員長（松本和幸君） 議第39号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出者、議会運営委員会委員長松本和幸。

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例。水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。第2条第2項の表総務産業の項所管事項の欄中「7水道局の所管事項」を「7上下水道局の所管事項」に改める。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由、令和2年4月1日から水道局と下水道課（産業建設部）の組織が統合され上下水道局となることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第39号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

日程第37 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第37、議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

---

議第40号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日

提出者議員	松本和幸
〃	木戸理江
〃	渕上茂樹
〃	小路貴紀
〃	桑原一知
〃	岩村龍男
〃	田口憲雄
〃	谷口明弘
〃	真野頼隆
〃	牧下恭之

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例(昭和46年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

第19条第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市議会委員会条例(昭和46年条例第38号)の一部について、傍聴の許可について明文化するため、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

松本和幸議員。

(提出者代表 松本和幸君登壇)

○松本和幸君 議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日。

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例。水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。第19条第1項を次のように改める。委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。第19条第2項を削り、第3項を第2項とする。附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由、水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部について、傍聴の許可について明文化するため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 無限21の杉迫一樹です。

この議第40号について質問します。条例改正は、不備不具合があった場合にこそ改正に至ると思いますが、今回の条例の改正の提案理由が、傍聴の許可について明文化するためだけとしか書いてありませんので、今回の条例改正にあたって、現状の条例にはどのような不備不具合があるのか、改正することでどのようなことが各種委員会や市民にとって利益がある、改善されることになるのでしょうか。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

---

午前11時14分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。松本和幸議員。

○松本和幸君 今、杉迫議員から質問がありましたけれども、これまでも委員会の中でいろんな発言をしてきてますし、これまでも、傍聴者を拒否したことはありませんし、これまでどおりの委員会運営をしていくわけですので、これまでも何ら関係は変わりませんし、この条例を明文化することによって、そういった問題が起きた時に委員長が整理をするということであって、今のところそういう問題もありませんので、ただ、明文化しておくということが1つの提案理由であります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」「あります」と言う者あり）



○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 今、変わらないと、明文化するだけだとおっしゃいましたが、この委員長の許可を得たものが傍聴することができるということは、やはり傍聴したい市民の方が制限されるということです、これは私は逆に不備が出るものではないかと考えますので、その点どう思われますか。

○議長（岩阪雅文君） 質疑について、意見は述べられませんので、端的に質疑だけをお願いいたします。

○杉迫一樹君 質問です。

○議長（岩阪雅文君） 質疑は自分の意見は述べられませんので、質疑だけしてください。

○杉迫一樹君 詳しく、平成15年のを読みましたが、とても明確に提案理由が書いてあるんですけども、今回、明文化するためだけと書いてありますので、その具体性がわからないのでその質問をしています。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

---

午前11時16分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。松本和幸議員。

○松本和幸君 市民の傍聴を規制をすることではないかというふうに言っておられますけれども、そういうつもりではありませんし、また考えもありません。あくまでも、市民が議会を傍聴されるのは、許可さえもらえれば、十分ございますのでこのことについては何ら差し支えありません。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

---

午前11時19分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。松本和幸議員。

○松本和幸君 杉迫議員が何を質問されているかよくわかりませんでしたけれども、あくまでもこの条例を条文化するからと言って市民の傍聴を阻害するわけでもありませんし、許可さえとればいろんな多くの市民が傍聴できるということでございます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 これまでどのようなこの現行の19条で不備不具合があったのでしょうか。その質問をしています。今までどのような不具合があったのか、この現行の条例のままでどのような不具合があったのか。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 不具合は今までありません。ただ議会運営を、会議を開くにあたって委員長は議員の皆さんが公平公正に議論する場でありますので、そういう委員会の運営を委員長が責任をもって運営をしていくということを明文化しておくということが大事なことだというふうに理解しております。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」、「あります」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 無限21の田中睦です。

1点お尋ねをします。委員長が許可をする、あるいは許可をしないというその基準を具体的にお示してください。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今までそういう事例がありませんので、その時の委員長が、判断をすべきものと思います。

○議長（岩阪雅文君） ほかにありませんか。田中睦議員。

○田中 睦君 こういうことを提案しておられるわけですから、その許可の基準というのは、当然あるものと思っておりました。具体的に、今までは、なかったとして、具体的にどういう場面、場合を想定しておられるのか、それをお聞かせください。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今の段階で、想定というのがどういうものがあるかというのは、私にもわかりません。その時その時の委員長が判断すればいいというふうに理解しております。

○議長（岩阪雅文君） 以上で質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） あるんですか。平岡朱議員。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

---

午前11時23分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

まず、1点目に許可基準について田中議員からも御質問ありましたが、許可基準はない

と、その時の委員長が判断する。今後、今までそういう事例はないけれども、これからのことも想定していないということですね。例えば水俣市議会の傍聴規則がございます。傍聴規則第6条には、傍聴席に入ることができないものとして、以下のことがあげられています。傍聴規則第6条、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。(1)銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

○議長(岩阪雅文君) 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長(岩阪雅文君) 再開します。平岡朱議員。

○平岡 朱君 許可基準について、お尋ねします。今、傍聴規則第6条を読み上げております。傍聴席に入ることができない者。第6条、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。(1)は読み上げましたので、省略いたします。(2)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕。

○議長(岩阪雅文君) 休憩します。

午前11時26分 休憩

---

午前11時27分 開議

○議長(岩阪雅文君) 再開します。

○平岡 朱君 続けます。水俣市議会傍聴規則第2まで、途中まで読み上げましたので、もう一度読み上げさせていただきます。第6条(2)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者。(3)はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。(4)ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得たものを除く。(5)笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者。

(6)下駄、木製サンダルの類をはいている者。(7)酒気を帯びていると認められる者。(8)異様な服装をしている者。(9)その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者。2、児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。これが水俣市議会の傍聴規則に記載してあるものです。これは、本会議に適用されているものと理解しております。では、読み上げたもの以外に傍聴を許可しないケースはありますか、ありませんか。これが1点目です。

○議長(岩阪雅文君) 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午前11時32分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。平岡朱議員。

○平岡 朱君 もう一度質疑をいたします。今申し上げたのは、水俣市議会の傍聴規則に書いてあることです。これは、本会議で運用されていることは理解しています。今回、条例改正にあたって、委員長の許可が必要だと、許可をすれば傍聴は認めるという説明でした。その許可基準について、お尋ねします。今後、委員会でも今申し上げたこと、このような以外の場合も許可しないケースはありますか、ありませんか。これが1点目です。

2点目に、そもそもの考えをお聞きします。現行の条例も提案の条例も委員会の公開を前提としています。そもそも委員会は、なぜ公開とされていると思われるのか、これ2点目です。

そして3点目に、これまで委員長の許可のもとに運用されてきたと、これがこれまでの慣習だったということ。これまでの慣習ということについてお尋ねします。委員長の許可のもとに運用されてきたというふうになっておりますが、そもそも今の条例に変えられた時というのは、委員長の許可がなくても傍聴できるようにしようということで今の条例になった。今の運用そのものが誤っていたと思われませんか。1回目の質疑は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

---

午前11時35分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

これで質疑を打ち切ります。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件は、平岡朱議員、木戸理江議員、杉迫一樹議員、桑原一知議員、高岡朱美議員、田中睦議員及び藤本壽子議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

初めに、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場から討論いたします。

委員会はこれを公開とする、というこれまでの条例を、委員会は議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴することができる、という条例を変えることは明らかな後退です。市民の中には、この条例改正について、今までできてたことをできなくするのって隠したいことがあるからなの。傍聴されて都合の悪いことがあるのと疑念を持つ方もおられます。市民からすると、当然の感覚ではないかと思います。地方議会の多くは、開かれた議会を目指しています。その為に、委員会の傍聴について、委員長の許可制から原則公開を目指す動きはあっても、本案のように傍聴の在り方を狭めるような動きは、あってはならないと思います。本案は、時代に逆行するものです。例えば、他の自治体では、氏名や住所を記入しなくても傍聴できるとしているところもあります。だれでも自由に傍聴できるという観点からです。この外、できるだけ多くの市民が入れるようスペースを確保するための環境整備、また、子供連れの方や車椅子利用者でも安心して傍聴できる場所を設けることなど各議会で工夫されています。水俣市議会でも、この委員会条例第9条、委員会はこれを公開とする、これをこのままにさらに開かれた議会を目指して努力すべきです。ところで、昨年6月からの議会運営委員会の議論の中では、許可制を明文化するための理由ではないのかと思われる発言が、多々あります。例えば、あの議員はこういうふう発言したということが外に出ることを避けなければならない。外に出るのは、結果でしかない。傍聴者がいることによって、圧力を感じる時がある。傍聴に来た人たちが、自分たちの意に合わないものには、こぎゃん議員がこげん言いよったぞということを外に出してしまうことがあれば、それは防がなきゃいかん。などなど。まるで公開を否定するかのような内容が語られています。昨年6月14日の議会運営委員会で、松本委員長は、あくまでも傍聴というのは許可が出て初めて傍聴ができるわけですから、自由にできるわけではないですので、その付近は前回も同じことを言ってますので、ぜひそういうことは、今後気を付けていただきたい。許可しないということではないので、あくまでも、こちらで許可を出したということで、傍聴はできるということを認識をしておいていただきたいとおっしゃっています。ところが、6月25日の議会運営委員会では、傍聴者を入室させませんでした。ロビーで待たされていた傍聴を希望されていた方々に明確な理由の説明すらなく、松本委員長は、今日の傍聴は、私は取りやめます。マスコミだけ、マスコミ以外は傍聴しません。させませんと言われました。翌日の新聞記事には、各社、傍聴認めず、の見出しが並びました。記事には、傍聴は中身によって、委員長が判断できる。条例違反ではないとする委員長

発言も掲載されています。条例を厳守していれば、会議冒頭から、傍聴できたはずで、審議内容によって傍聴の許可、不許可が決まるのであれば、それこそ恣意的な判断ではないでしょうか。そして、実際に訪れていた市民らの傍聴は認められておらず、これは明らかな条例違反です。水俣市議会の基本条例は、その前文に、公正で透明かつ開かれた議会を推進し、とあります。そして第2条1項には、公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことと明記されています。この議会の最高規範としての基本条例に照らしても真に開かれた議会を目指すのであれば、条例は変えるべきではありません。

条例改正については、改めて、反対です。議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、木戸理江議員。

○木戸理江君 真志会、木戸理江です。

議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

まずもって、議会や委員会が市民に開かれた場であることには全く異論はないことを申し上げます。

さて、委員会については、各委員がそれぞれの考えや会派を代表して臨む委員会なので、意見が合わないことがしばしばあることは当然です。そこを徹底的に議論してどこかで折り合いをつけようと努力しながら、市民の負託にこたえるためには、己の信念をもって審議に向き合い、最終的には賛否の意思を表明する責務があります。議会運営の指針を示した著書には、委員会は本会議と異なり、自由公開を原則とするものではなく、傍聴を認めるかどうかは、委員会運営の責任者である委員長の判断に任せているとあり、公開の賛成論と反対論もうたってあります。賛成論には、議会の実質的な審議は委員会で行われており、この審査を傍聴しなければ、活動の内容を十分知ることができないとありますが、委員会審査の内容は、委員長報告で詳細に述べれば、十分知ることができるはずで、同じところで、住民が傍聴しているので委員会でも真剣な審査が期待されることもあります。それに反し、委員には審査のための発言の自由、意思表示の自由が保障されているが、公開の場では、自己規制、抑制せざるを得なくなると書いてあります。例えば、自分の目指しているところと地元との考えが真逆の場合、反対意見の地元の傍聴者を目の前にして、持論をとおすことができるか。自ずと発言は自己規制され、審査への積極的な関与もできなくなる恐れもある。公式論、建前論があるかもしれないが、完璧な議員のスタンスが貫き通されるかというところではない恐れもある。そのために発言を自由にできる環境を確保することが大切と書いてあります。自分の考えを、個人で伝える手法は多数あり、発信する前に自分で構成が可能です。ところが、委員会のように委員に加え、傍聴や報道関係者などが一堂に会する場

では、その発言1つに受け止め方が違い、解釈が変わり、更には、受け取り側の中で順序や表現が置き換えられたり、削除されたりして、自分の思惑と違う意味合いになる可能性があります。懸念されるのは、置き換えられたかもしれない発言が、委員会で結論が出る前に外部に発信されてしまうことです。議事の進行内容及び委員の発言が独り歩きしてしまったときに、発言者の意図と違う言葉の意味が展開してしまうことが不本意であるのは、多くの人が経験があるのではないかと思います。自分が発した考えが、第三者の言葉や文字によって向きが変わってしまい、本来あった平穏な関係が崩壊にいたることは避けたいと思います。著書には、委員会の自由公開は、委員会の使命、審査の充実を発揮できないことをもたらす危険がある。審査の案件が、住民の利害がわかる問題と重要になればなるほど委員の発言や意思表示の自由は保障されていかなければならないのに、これに反する結果となる。何でもオープンにすればよいものではない。自由公開にした結果、委員会の審査が形骸化するならば、本末転倒であるともうたっています。委員が等しく自由な意見を出せる場をつくり、委員全員で建設的な意見を取り交わし、結論に至るまでの審議に集中できる環境を保持するためにも、委員長に裁量の権限が確保されることは、理にかなっていると思います。標準委員会条例は、委員会は議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴できると規定。法的には傍聴を希望する者は、委員長に申し出ればよいことになっている。許可するかどうかは委員長の判断。このため、本会議が自由公開であるのに対し、委員会は、制限公開と呼ばれていると書いてあります。その場を見守る立場の傍聴人も特段の事由がない限り、委員長が許可をすることがこれまでと変わりませんし、傍聴人も会の進行を妨げたくて傍聴するわけではないのですから、傍聴不許可の心配もないわけで、委員長にこの判断を委ねることになっても、それが直接、反対すべき理由にならないと考えます。これまでの条例のもとでもすべて公開とはいえ、慣例的に委員長に一定の裁量があるものと思っておりましたが、それが明文化されていないことで、解釈に相違が出るのであれば、その問題を回避するためにもしっかりと条例に明文化したうえで、積極的に市民に公開するよう努めていけばよいと考えます。

以上の理由から、私は、議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について賛成であります。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 無限21の杉迫一樹です。

議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

私個人の見解としまして、条例改正にあたっては、現行の条例に何らかの不備があった場合にこそ、改正を行うか否かの議論と手続きを行うという認識であります。また、改正に至る場合、市民が賛成するものであるかどうか、市民にとって利益のあるものであるかどうか争点になる

と考えております。現行の水俣市議会委員会条例第19条が改正施行された平成15年当時の改正理由として、市民に開かれた議会であることを明確にするとともに、議会活性化の一環として、広く市民に委員会の傍聴を求め、議会活動に対する市民の理解を深めるためとの誰が見てもわかりやすく疑う余地のない文章、つまり明文化された提案理由がありました。これはまさに、市民の立場に立った提案理由であり、市議会と市民双方が納得のできた改正理由であります。市議会においては、条例に記載の文章に準じて運用するため、明文化することには、時間をかけ、吟味し、慎重にならなければならないと思います。今回の提案理由には、傍聴の許可について明文化するためとだけ書いてあり、傍聴の許可を、どのような場面、状況の時に、また、現行の条例に対しての不備不具合などが市民にわかりやすく納得させる具体的な理由が明記されておりません。今回のこの議案に関する議論の中には、傍聴者がいては、自由闊達な発言ができない。傍聴者による無言の圧力を感じるとの意見がありました。また、市民には、結果のみを知らせれば十分であるとの意見もありました。市民は、途中経過こそ知りたい部分ではないでしょうか。結果だけを突き付けられて、納得できるのでしょうか。まさに現行の第19条の提案理由にあるどのような議論をしているかを市民に知らしめるためという理由と照らしあわせてみても、現行の条例は、市民と市議会との意見、思いが合致しており何ら問題のない条例であります。その途中経過の議論の中で、仮に傍聴者からだれだれがこういうことを発言していたという同情や批判の声があがり広まったとしても、市民の負託を受けて市議会議員とさせていただいた以上、私たちの発言には、責任が伴います。市民は、市議会に対しての監視役でもありますので、多少なりの緊張感を感じることは、当然のことではないでしょうか。市民からの賛成意見にも反対意見にも耳を傾けることが、議員としての市民の立場に立った態度であるのではないかと思います。他の議論の中には、レアなケースが起こる可能性があるとの意見もありました。そのレアなケースの事例として、大声をあげたり騒いだりして、入室する方がいるかもしれないというたった1つだけの事例しか提示されておられませんでした。少なくとも、過去20年間は、大声をあげ騒ぎながら入室したという傍聴希望者はおられないようです。そもそも騒ぎながら入室してくるという行為は、社会のモラルとして個人個人が持っていてしかるべき常識であります。仮にこれからそのような事例があるにしても議会事務局やその他議員、市職員、警備員などがそのような方が来庁した時点で制止したり、会議室にたどり着く前に入室をお断りするものだと思います。それでも、無理やり入室された場合には、現行の第19条に記載のとおり、入室後に委員長権限にて退場していただいたらよいはずであり、現行の条例で何も問題ありません。レアなケースのみ委員長権限で許可制にしたいと説明がありましたが、レアなケースにあてはまらない傍聴希望者を制限する事例があった場合、つまり委員長判断の恣意的な理由での制限と思われる事例が発生した際には、なぜ制限したのかという追及は免れず、市民からの信用も失いかねません。何よりこの第19条は、他の自治



体と比較しても見本となるべき素晴らしい先進的な条例であります。この3月議会は、コロナウイルス対策のため、傍聴を中止しています。提示されたレアなケースが直近には起こりえないこの社会の状況の中において、なぜ前回の改正に4年もの時間を費やした議案に対して、たった2、3カ月程度の議論で早急に改正する必要があるのでしょうか。陳情もそうですが、この条例改正に反対される市民の声も多数届いており、もし可決に至った場合、提案者、賛成者による市民への説明責任は当然あるものと考えます。

以上の事例と見解を踏まえましても、現行の条例のまま、現行の条例に準じてさえいけば、十分対応は可能であり、市議会、市民にとっても何ら不備不利益はないものと考え、議第40号の条例改正に反対いたします。

最後に、私たち無限21会派議員は、市民の皆様の傍聴希望や声を圧力だとは感じておりませんので、これからも皆様の自由闊達な意見をお聞かせください。

以上、賛同を期待しまして反対討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、本会議と委員会での傍聴については、取り扱いが異なっていることは、皆さんも御承知のことだと思えます。本市でも、本会議の傍聴については、水俣市議会傍聴規則において、地方自治法115条に準じ、第6条に明記されている方が傍聴席に入ることを禁止しています。例えば、銃器や棒など他人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者や、張り紙、旗、はち巻、たすき、拡声器など携帯している者、また酒気を帯びている者など、他にも明記されておりますが、このような者は、議場に入場できないとあります。傍聴席にある時にも第7条に明記されている帽子を着用している方、騒ぎ立てている方、旗や垂れ幕を掲げる行為を行う方などは、議長からの注意とその命令に従わない場合は、退場させることができ、権限が与えられています。では、委員会での傍聴についてはどうでしょう。水俣市議会委員会条例の第19条で、委員会はこれを公開とすると明記されています。入場制限は、会議室に余裕がない場合のみです。先ほどの本会議での規則、水俣市議会傍聴規則で、明記されているような方々も入場ができるということになります。もし、このような方がこられて入場を求められた場合、委員長判断で入場できない旨を伝えても、委員会はこれを公開とすると条例に明記されていると主張されたら、委員会運営が困難になり、審査する機関として、任務が遂行できなくなる場合も考えられます。退場させる権限があるのであれば、入場についても明確な規則と委員長に権限を与えるべきと考えます。委員会は、議案、請願、陳情を審査する機関であることを考えるならば、審査ができる環

境を確保することが委員長の第1の任務であり、傍聴は審査が十分できて初めて認められるものであることから、第2であることを基本とすべきであります。このようなことから、私は、委員長は、審査に支障のない限り、傍聴を許可することを基本的スタンスとし、今まで、慣例的に委員長が采配していた傍聴の許可制を明文化することは、今後の円滑な議会運営で必要であると考えます。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申しあげ賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

先月11日水俣病国賠訴訟の弁護団長を務められた板井優弁護士が亡くなりました。訃報を伝える新聞紙上には、一人の千歩より千人の一步の言葉が紹介されました。水俣病、川辺川ダムなど幾度も国家権力と対峙し、被害者を救済に導いてきた板井弁護士が常に周囲の人にかけてきた言葉です。権力は強大になればなるほど間違いを犯しやすくなります。そして、間違いを認めようとしません。これを唯一監視し防ぐことができるのは、国民の目でしかありません。その目が少なくなれば、権力はいくらかでもごまかし、隠蔽し、人権侵害さえおこします。本来、議会は、行政の監視役を担っていますが、その能力には限界があることを私自身も自覚しておりますし、議員はその点で謙虚であるべきです。日頃から、住民、市民に議会に関心を持ってもらうことで、気づかない情報を提供してもらうことがあります。また、意見の違う方とも議論をすることでお互いの立場を理解し、誤解が解けることもあります。国は、平成5年から始まった地方分権改革を継続的に進めており、多岐にわたって国から地方へ権限移譲が行われてきました。国は今後もこの動きをより高いステージに推し進めようとしています。国のビジョンとして地方の個性を生かしたまちづくりが可能になる中、住民の政策形成過程への参画、協同はその土台となるものとして位置づけられています。委員会条例第19条をめぐる議会運営委員会の議論の中で、違った意見を持つ市民が傍聴席にいと、圧力を感じ、自由闊達な意見が言えないという意見がありました。時代は地方に対して、これまで以上に多様な住民の考えを集め、まとめあげる技術と能力を要求しています。これらの作業は、時間こそかかるものの必ず限られた数人の地位よりも何倍もいいものを生みだし、さらに携わったものがその到達点に責任をもち、実行に協力するという結果をもたらします。今、自治体が豊かに発展していくには、より多くの住民の知恵と政治参加が必要とされているのです。現行の条例は、市民と議会との敷居を限界まで低くしていたものであったにも関わらず、本提出議案はその敷居を高くするものであります。

過去の先輩議員たちの努力を無にし、時代の流れに逆行するものとして、到底認められるもの

ではないということを強く申しあげ、反対討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、田中睦議員。

○田中 睦君 無限21、田中睦です。

委員会条例改正案について、反対討論をします。

まず、改正案の提案理由が読んでわかるようには、書かれていないということを指摘しておきます。2003年にそれまでの委員会は、議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴することができるを、現在のように委員会はこれを公開とするに改正されました。その時の提案理由は、市民に開かれた議会であることを明確にするとともに議会活性化の一環として広く市民に委員会の傍聴を求め、議会活動に対する市民の理解を深めるためと明記されています。今回は、提案理由が、明確に示されていないというふうに考えます。傍聴の許可について、明文化するためとあるだけで、傍聴には委員長の許可が必要だというふうにしたいという目的にあたるのが、提案理由に書かれているだけです。この間の議論で、提案理由には書かれていない重要な点がいくつか出されました。自由闊達に意見が出せるように制限を設けるべきだ。円滑な運営のためには、一定の制限が必要。傍聴者の意に沿わない意見が出た際に、あの議員がああいったとか、そういうことが外に出ることは防がないといけない。決まる前の段階の意見を傍聴者が外に出してしまうのは、議員に対して失礼だ。議会で外に出るのは、結果でしかない。驚くというよりも、呆れるといったほうがいような発言がありました。これら、改正を主張される側の意見は、いずれも議員の視点からの意見であって市民の視点は全く入っていないということがわかります。傍聴者がいれば、自由な議論ができないという発想は、自分の発言に責任を持たなくてはならない議員としては、大変おかしい発言だというふうに思います。議会が決まったことだけを市民に伝えればいいというのは、間違っているのではないのでしょうか。結論が出るまでの議論の状況を伝えること。このことが、大事なことだというふうに思います。不測の事態に備えて、傍聴を許可制にすべきとの主張もありますが、傍聴のために入室させる、させないという許可の基準はどこにあるのか、明らかにはされませんでした。委員長の考えに合うか合わないかといったことも、許可の判断基準になるのではないか。つまり、委員長が恣意的に運用することが可能になると、現行条例には、委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができると明記されています。傍聴者が、騒いだり野次をとばしたり大声を出すなどして、会議の円滑な運営ができないと判断した時には、傍聴者を退出させることができる。現在の条文で対応できるではないですか。傍聴者をいれるか入れないかの判断を委員長に求める必要はない。情報公開の流れが進む中、また、開かれた議会をうたっている本市議会基本条例に照らしても、現行条例を変える必要性は認められないと思います。本条例改正は、県下他市より進んでいる水俣市議会の市民に開かれた議会を目指す姿勢に逆行する改悪でしかないと思います。

以上、反対討論とします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私は、この委員会条例について、第19条について、この間、議会運営委員会のメンバーとして議論を重ねてまいりました。この条例の改正をなぜ行う必要があるか、本日の質問でもたくさん出ましたけれども議論が深まるどころか疑問が膨れあがる一方であったことを申しあげたいと思います。議会運営委員会の提出議員に直接質問したのは、なぜ改正が必要かということでした。これについて、当初自由闊達な議論をするためという答えでありました。当然、傍聴者を入れれば、自由闊達な議論ができないのかと反論しました。そうすると議論の邪魔をするような傍聴者があれば、議論が円滑にできないということであり、委員長には、権限を与え、傍聴者を制限する必要があるという主張だったと思います。しかし、地方自治法でも水俣市の市議会基本条例においても、委員会の公開は、上位の法律、規則に定められていることであり、傍聴者を制限することはできません。まして、現在の19条には、2つの付則がついており、委員長は、会議室に傍聴できる余裕がないと認めるときは、傍聴人を制限できる。さらに、必要があるときは、傍聴人の退場を命じることができるとあり、委員長の権限は、明確に条例で取り決められています。これまでの各議員の反対討論にもありましたように、なぜ市民に開かれた議会であることを第1に置いた現在の条例を改正する必要があるのか、全く納得ができません。さらに私は、この条例を議案として審議した平成11年の議事録を開いてみました。この時初めて、水俣市議会で、議論が始まったわけですが、この時の議会運営委員会のメンバーが同じ現在の議会運営委員会の中に在籍しておられましたので、その当時の特に平成15年にこの条例を全会一致で決められた時の思いなどをぜひお聞かせ願えませんかと質問いたしました。私は、委員の方から熊本県でも先進地としての有意義な内容のお答えをいただくかと期待しておりましたが、そのお答えは、当時は野党だったけんあ、今は流れが変わってきたという私の質問と趣旨の違う回答があり、大変落胆をいたしました。このやり取りとともに、なぜ制限したいかという核心ではないかと思われる発言があり、この間の議会運営委員会では、発言を記録することができませんでしたので、この11年、15年の議事録を読んでみました。その中に、同じ委員の主旨と同じ発言に気が付きました。平成15年3月17日の議会運営委員会での質疑の中での意見です。基本的にこの問題に反対ではありません。これはいいと思いますけれど、ただ傍聴に来られた時に、やはり委員会というのは、いろんな発言をしますので、傍聴に来られた方が、いわゆる決議前にあの議員がこういう発言をしたとか、この議員がこうだったとかそういうのは自由にしてよいのかと思うという内容の議

事録でありました。ここでは、傍聴の制限の中に、委員会の中での議論を勝手に評価するな、勝手に流布するなということ、そのことも本当は制限したい内容ではないのかというふうに私は思いました。委員会が開かれたべきであるものなのか。さて、市民の立場に戻りたいと思います。多くの市民が議案の様々な問題を直接その議論の現場で見たいのは、根本的には、誰かに評価されたものではない、自分自ら議案や議員の発言を聞いてもらうためではないでしょうか。傍聴者は、議員を批判するために傍聴に来るのではないのです。あくまで、議案が真摯に議論されているかを聞きに来ています。そこところは、とらえ方を間違えば、市民軽視につながると私は考えています。そして、さらにはこの19条を守りたい、改正に反対なのは、なんといっても、水俣が水俣病に苦しんだ町だからであると思います。多くの悲劇を乗り越え、市民がもやい直しをしながら、公開を原則とした開かれた町を作る必要があったからではないでしょうか。19条は市議会と市民を結ぶ宝物であります。

そして、最後に、今、全国の流れとしては、委員会の傍聴について、すでに平成10年ごろから議員必携の中にも提案があるように、また、自治体の情報公開を提案する論文も数々あります。市民のために、公開をし、市政の活性化につなげていくというのが、議員の使命であります。先日、南日本新聞紙上に委員会のインターネット中継が始まったという記事を読みましたので、鹿児島県薩摩川内市に連絡をしてみました。まずは、常任委員会から始めているんですよということでした。私たちは、市民に公開をするという情報公開の流れを止めてはならないと思います。

水俣市の次世代のためにも、市議会委員会条例19条の改正には、反対であります。議員の皆様御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、挙手により採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和2年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 小 路 貴 紀

署名議員 岩 村 龍 男

## 令和2年3月第2回水俣市議会定例会（2月26日～3月19日）

### 〔議案〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
議第2号	環境水俣賞顕彰条例を廃止する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第3号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第5号	水俣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第6号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第7号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第8号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第9号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第10号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第11号	令和2年度水俣市一般会計予算	2月26日	各委	3月19日 原案可決	
議第12号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第13号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第14号	令和2年度水俣市介護保険特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第15号	令和2年度水俣市病院事業会計予算	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第16号	令和2年度水俣市水道事業会計予算	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第17号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	



議第18号	令和元年度水俣市一般会計補正予算(第8号)	2月26日	各委	2月26日 原案可決	
議第19号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第20号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第21号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第5号)	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第22号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	2月26日	総務産業	2月26日 原案可決	
議第23号	令和元年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第24号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)	2月26日	総務産業	2月26日 原案可決	
議第25号	指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第26号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第27号	指定管理者の指定について (水俣市文化会館)	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第28号	指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館等)	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第29号	市道の路線廃止について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第30号	市道の路線認定について	2月26日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第31号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第32号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第33号	令和元年度水俣市一般会計補正予算(第9号)	3月12日	各委	3月19日 原案可決	
議第34号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第6号)	3月12日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第35号	令和2年度水俣市一般会計補正予算(第1号)	3月12日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第36号	工事請負契約の締結について	3月12日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第37号	工事請負契約の締結について	3月12日	総務産業	3月19日 原案可決	

議第38号	工事請負契約の締結について	3月12日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第39号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	
議第40号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	
意見第2号	介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について	3月19日	省 略	3月19日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告2号	損害賠償額の決定及び和解について	2月26日
報告3号	損害賠償額の決定及び和解について	2月26日

〔継続審査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月19日	総務産業	3月19日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月19日	厚生文教	3月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月19日	議会運営	3月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	水俣市議会において「委員会等の傍聴を許可制にする」「水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正を行わないことを求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 上村 好男	議会運営	3月12日	3月19日 不採択

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町2-2-20 上村 好男	厚生文教	9月12日	3月19日 継続審査
陳第4号	介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区神水1-20-15 一三三 美香	厚生文教	11月29日	3月19日 採 択
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	熊本市中央区神水1-20-15 一三三 美香	厚生文教	11月29日	3月19日 継続審査